

ディスクロージャー誌



はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

JA 大阪東部は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 JA に対するご理解を一層深めていただくために、当 JA の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者の皆さまのためにわかりやすくまとめた「ディスクロージャー誌 2026」を作成いたしました。

また、当 JA が取り組んでおります、自己改革の実践状況についても記載しております。

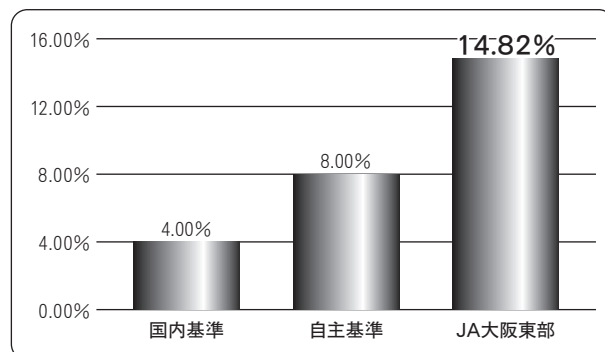
皆さまが当 JA の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8 年 7 月 大阪東部農業協同組合

JAのプロフィール

◇設 立	平成元年 4 月
◇本店所在地	大東市野崎 4-4-47
◇出 資 金	6億4,310万円
◇総 資 産	1,150億8,152万円
◇組 合 員 数	5,795人
◇役 員 数	19人
◇職 員 数	77人
◇本支店・営農経済センター数	6箇所



※自己資本比率は、国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされています。なお、JAバンクでは8%以上を自主基準としています。

※令和 8 年 3 月31日現在

ごあいさつ	1	2. 共済事業取扱実績	73
1. 経営理念	2	(1)長期共済保有高	
2. 経営方針	2	(2)医療系共済の共済金額保有高	
3. 経営管理体制	5	(3)介護系その他の共済の共済金額保有高	
4. 事業の概況	5	(4)年金共済の年金保有高	
5. 農業振興活動	9	(5)短期共済新契約高	
6. 地域貢献情報等	10	3. 購買事業取扱実績	75
7. リスク管理の状況	12	4. 販売事業取扱実績	75
8. 主な事業の内容等	23	5. 指導事業	76
〈参考〉 J A大阪東部自己改革工程表	34	6. 利用事業	76
		7. 宅地等供給事業	76
経営資料		IV 経営諸指標	
I 決算の状況		1. 利益率	77
1. 貸借対照表	38	2. 貯貸率・貯証率	77
2. 損益計算書	40	3. 職員一人当たり指標	78
3. キャッシュ・フロー計算書	42	4. 一店舗当たり指標	78
4. 注記表	44	V 自己資本の充実の状況等	
5. 剰余金処分計算書	57	《定性的な開示事項》	
6. 部門別損益計算書	58	1. 自己資本比率の状況等	79
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	60	2. 信用リスクに関する事項	79
8. 会計監査人の監査	60	3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	80
II 損益の状況		4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	81
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	61	5. 証券化エクスポージャーに関する事項	81
2. 利益総括表	62	6. C V A リスクに関する事項	81
3. 資金運用収支の内訳	63	7. マーケット・リスクに関する事項	81
4. 受取・支払利息の増減額	63	8. オペレーショナル・リスクに関する事項	81
III 事業の概況		9. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	82
1. 信用事業	64	10. 金利リスクに関する事項	82
(1)貯金に関する指標		《定量的な開示事項》	
①貯金の科目別期末残高		1. 自己資本の構成に関する事項	84
②貯金の科目別平均残高		2. 自己資本の充実度に関する事項	86
③定期貯金の金利条件別内訳残高		3. 信用リスクに関する事項	89
(2)貸出金等に関する指標		4. 信用リスク削減手法に関する事項	98
①貸出金の科目別期末残高		5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	98
②貸出金の科目別平均残高		6. 証券化エクスポージャーに関する事項	99
③貸出金の金利条件別内訳残高		7. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	99
④貸出金の担保別内訳残高		8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	99
⑤債務保証見返額の担保別内訳残高		9. 金利リスクに関する事項	100
⑥貸出金の使途別内訳残高			
⑦貸出金の業種別残高		JAの概要	
⑧主要な農業関係の貸出金残高		1. 機構図	101
⑨農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況		2. 役員一覧	102
⑩元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況		3. 会計監査人の名称	103
⑪貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額		4. 組合員数	103
⑫貸出金償却等の額		5. 組合員組織の状況	103
(3)為替業務等取扱実績		6. 特定信用事業代理業者の状況	104
①内国為替取扱実績		7. 地区一覧	104
②公共債の引受額・公共債償還実績		8. 沿革・あゆみ	105
③オフ・バランス取引の状況		9. 店舗一覧	108
(4)有価証券に関する指標			
①有価証券の種類別平均残高		参 考	
②商品有価証券の種類別平均残高		開示項目一覧	109
③有価証券の残存期間別残高		JA綱領	
(5)有価証券等の時価情報等			
①有価証券の時価情報			
②金銭の信託の時価情報			
③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引			

ご あ い さ つ

組合員・利用者の皆さま並びに地域の皆さま方には、J A大阪東部の各事業につきまして格別のご支援とご協力を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

現在、私たちの農業を取り巻く環境は、かつてない激動の時代を迎えています。ウクライナ紛争の長期化に加え、イラン情勢の緊迫化に伴う中東情勢の混迷は、肥料や燃料といった生産資材価格にさらなる高騰をもたらし、農家経営を圧迫し続けています。また、世界的な物価上昇は消費者の購買行動をも変化させており、私たちは「厳しいコスト管理」と「農業の持続」という高いハードルに挑まねばなりません。

このような困難な時だからこそ、J Aの原点である「組合員・利用者との対話」をさらに強化する必要があります。当J Aが掲げる「地域密着」とは、単なるスローガンではありません。渉外担当者が現場の声を吸い上げ、事業運営に迅速に反映させることこそが、私たちの活動の根幹です。

このたび当J Aは、相談課を新たに設置いたしました。これは、組合員や利用者の皆さま一人ひとりの課題に寄り添い、絆を深めるための決意の表れです。孤立を許さず、J Aという組織を通じて情報を共有し、共に課題を解決する。この結束力こそが、都市部で農業を守り、発展させるための最大の武器です。

本年は当J Aの創立から38年目の節目となります。大阪・関西万博を経て、都市農業に対する地域の期待は高まりを見せています。私たちは、この追い風を確かな成果に変えるため、相談課を通じたきめ細やかな対話を実践し、時代の変化に柔軟かつ強く対応できる組織へと変革してまいります。

役職員一同、組合員・利用者の皆さまと志を一つにし、地域になくてはならないJ Aとして未来を切り拓いてまいり所存です。今後とも、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月

大阪東部農業協同組合

代表理事組合長 戸野谷益之

1 経営理念

〔基本理念〕

JA 大阪東部は、地域農業の振興を通じて、「食」と「農」と「緑」を守り、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献してまいります。

〔基本姿勢〕

- みなさまから信頼される JA
- 地域に密着した魅力ある JA
- 農協らしさのある愛される JA をめざします。

2 経営方針

「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」への挑戦

「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため、営農指導体制の充実強化・農業経営継続支援のもと、消費者の信頼に応える安全で安心な農産物を供給できる地域農業の優位性を活かした販売拡大に取り組みます。

- ・米価が不安定な中、正組合員が生産した地元米の買取り価格維持に努め、夕市及びイベント等の充実を図り、正組合員が出荷する独自のブランド米（米夢）による販路拡大や地域の飲食店等へ地場産農産物の供給ができるよう販路開拓に取り組みます。
 - ・生産資材等の仕入先の比較検討を行い、弾力的に価格・手数料等の見直し、適正な生産資材価格に取り組みます。
 - ・水稻緑化苗の予約引き取り販売を 2,700枚実施し、生産コスト低減に取り組みます。
- これらの取り組みを通し、経営計画で策定したとおり、着実に進めて参ります。

「地域の活性化」への貢献

地域に根ざした環境保全・福祉活動に取り組み、女性会や年金友の会等組織活動の支援をはじめとする JA 暮らしの活動を通じた地域コミュニティの活性化を図ると共に、総合事業（営農・経済、生活・購買、信用、共済等）を通じて、地域貢献に努めます。

健全経営のための取り組み

「健全な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築し、組合員や地域住民の方々に安心

して利用していただけるＪＡ経営に努め、内部管理態勢やリスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。

また、農協法改正をふまえ、理事構成など、業務執行体制を見直し、地域農業の担い手や実践的な能力を有する者の登用拡大に取り組みました。

そして、自己改革の取り組みを着実に実践するため、経営資源のシフトや人材育成を通じ、営農・経済事業の体制の強化に取り組みました。

信頼と期待に応える経営

信用・共済事業依存型の収支構造からの脱却と、より効率的・効果的な事業運営を徹底し、利用していただくメリットを具体的に感じることができ的事业運営の確立が必要です。当ＪＡは、「強靱な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。

また、法令の遵守、損失の危機管理及び適正かつ効率的な事業運営を目指し、ガバナンスの質の向上を図るため、「内部統制システム基本方針」等に基づき、全般的な統制など内部統制システムの整備・構築に取り組んでいます。

内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ②重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ②個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- ③サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ②理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ②中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ①監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ②監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ①各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ②「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ①会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ②適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

附則

1. 平成31年 2月22日 制定
2. 令和 6 年 4月24日 最終改定

3 経営管理体制

経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が、組合の業務執行を決定するとともに、理事の職務執行の監督を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、地区選出理事のほか実践的能力者、女性会などから理事の登用を行っています。

また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

なお、当JAでは、令和8年6月20日開催の第37回通常総代会で選任された理事は、平成27年農協法改正により適用することとされた、農業協同組合法施行規則第76条の2第1項1号の理事構成要件を満たしております。

4 事業の概況

全体的な状況

わが国経済は、賃上げによる家計所得環境の改善や個人消費・設備投資の増加が期待される中、実質GDP成長率もプラス基調が見込まれるなど、緩やかな回復傾向にあります。その一方で、国内外に目を向けますと、世界的な情勢不安の深刻化や通商政策の変更、為替の変動、さらには国内における金利上昇の可能性など、経済の先行きを不透明にするリスク要因も山積しております。また、頻発する自然災害や異常気象は、地域社会の営みにも大きな影響を及ぼしています。

JAを取り巻く農業環境につきましても、円安に伴うエネルギー価格や肥料・飼料といった農業資材価格の高騰が継続しており、引き続き予断を許さない厳しい状況が続いています。

このような状況の中、当JAでは地域農業の持続的な発展を目指し、肥料高騰の影響緩和に向けた施策を力強く推進してまいりました。具体的には、受託事業で発生するもみ殻を有効活用し、発酵させた「もみ殻堆肥」を低価格で提供する製造体制を構築いたしました。また、管内産ヒノヒカリを100%使用した「米粉うどん」につきましても、農業祭等の場を通じて着実

にファンを広げており、現在は一般販売に向けた本格的な体制構築を進めております。

このように、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」を目指して、「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」、「地域の活性化」を柱として組合員が実感できる様々なＪＡ自己改革に取り組んで参りましたところ各事業とも順調に推移する事が出来ました。これも偏に組合員、地域利用者のご支援・ご協力の賜物と厚くお礼申し上げまして、以下各事業の経過報告といたします。

農政対策・営農指導

水田活用関連につきましては、直接支払交付金（産地交付金）への申請を大東市 3 件、四條畷市 6 件の計 9 件行いました。

営農指導面では、農業塾を 6 回開催し、現地圃場での実習も交えながら延べ84名の参加を得るなど、技術向上に努めました。

また、農作業受託事業におきましては、計12haの申し込みを受け、耕起から籾摺りまでの一連の作業を円滑に実施いたしました。

あわせて水稻苗育成事業にも注力し、9,516枚の苗を生産して農家の方々へ供給するなど、地域の農業生産の維持・拡大に貢献いたしました。

生活指導

当ＪＡでは、組合員の暮らしを支えるため、法律・税務相談の実施や確定申告の支援を行いました。また、組織活動の柱である女性会においては、会員相互の親睦と地域交流を深めるため、多彩な行事を展開いたしました。

1. 相談活動

組合員の皆さまの生活支援と地域に根ざした相談体制の強化を図るため、本店および各支店において顧問弁護士による法律相談を年 6 件、顧問税理士による税務相談を年 2 件実施いたしました。あわせて、組合員が個別契約に基づき実施する確定申告についても、適切にサポートいたしました。

2. 女性会活動

会員の健康増進や生活の質の向上を目指し、親子料理教室、家の光記事活用講座、認知症予防体操、寄せ植え教室、府外研修旅行、レインボー体操などの多彩な行事を開催し、延べ215名の会員が参加し、地域と組合をつなぐ役割を果たしています。

3. 地域貢献活動

地域貢献活動においては、地域社会の安全・安心なまちづくりに向けた取り組みを強化しました。

- ・令和7年 7月：四條支店へＡＴＭ詐欺防止ＡＩシステムを導入
- ・令和7年10月：住道支店へＡＴＭ詐欺防止ＡＩシステムを導入
- ・令和7年11月：合同防災訓練の実施（200名規模）
- ・令和7年12月：四條畷市と災害時支援協定を締結
- ・令和8年 3月：大東市と災害時支援協定を締結

今後も地域に根ざした窓口として、組合員と地域社会の安心・安全のために活動を継続してまいります。

教育広報

当JAでは、次代を担う子供たちへの食農教育の推進と、組合員および地域住民の皆さまへの情報発信を強化いたしました。

1. 食農教育の推進

食と農の大切さを実感していただくため、管内全小学校（19校）を対象とした出張授業を実施しました。出張授業（小学5年生・管内42クラス）：野菜クイズや食料自給率の学習を通じて地産地消の重要性を伝えただけ、野菜摂取量測定器「ベジチェック」を活用した健康意識の啓発、地元産米粉を使用した「米粉うどん」の提供を行いました。計1,301名の児童が参加し食への関心を高める機会となりました。農園体験活動：本店「農のふれあいゾーン」にて近隣保育園児の野菜栽培体験（種まき・収穫）をサポートしたほか、組合員所有の水田において小学5年生115名を対象とした田植え・稲刈り体験を実施しました。

2. 広報活動の充実

広報誌「きらり おおさかとうぶ」の発行（2,100部）：組合の事業活動や自己改革の取り組み、地域貢献活動を網羅的に掲載しました。デジタルメディアの活用：ホームページや公式LINE（登録者数1,984名）を通じ、旬の情報や各種イベント告知をタイムリーに発信することで、組合員との対話の深化に努めました。

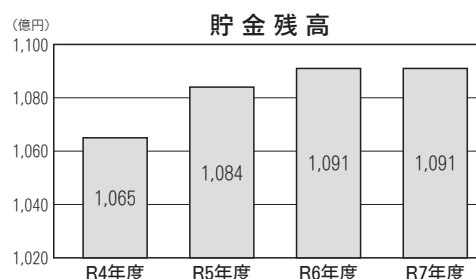
今後も、食農教育を通じた次世代へのつながり作りと、広報活動を通じた透明性の高い情報提供により、皆さまとの絆をより一層強めてまいります。

信用事業

<貯金>

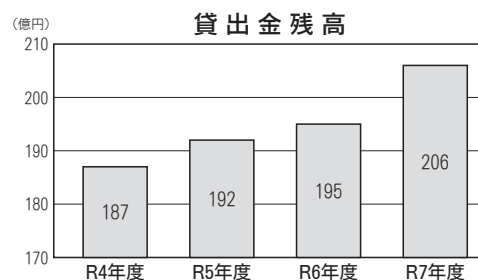
地域に根ざした金融機関として組合員・利用者との信頼関係をより強固なものにするため、各種事業を積極的に展開いたしました。令和7年度は、JAバンクの季節キャンペーン等を通じて定期貯金および定期積金の獲得推進に注力するとともに、新規口座開設や給与振込、年金受取、JAカード、ネットバンク、アプリの普及拡大を積極的に図りました。

また、財産診断のご提案をはじめ、休日および各支店での定期的な年金相談会を開催するなど、遺言信託契約を含む顧客ニーズに即した相談活動を通じ、利便性の向上とサービスの充実に努めました。



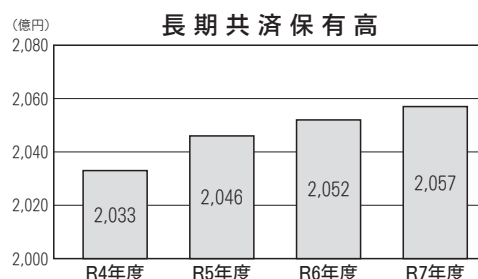
<融資>

貸出金事業におきましては、貸出残高196億円の達成を目標に掲げ、融資相談会の開催や地域不動産業者への定期訪問を通じた住宅ローンの獲得推進により、当JAのメインバンク化に努めました。また、マイカーローンキャンペーンの実施が若年層の新規顧客獲得に結びついたほか、農業融資においても農機ハウスローンキャンペーンを継続して実施するなど、組合員の皆さまへの普及推進に注力いたしました。



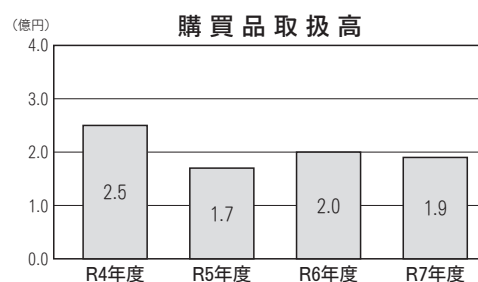
共済事業

令和7年度は、持続可能な事業基盤の強化に向けて長期共済保有契約高の維持・拡大に取り組み、組合員および地域利用者の皆さまのご理解とご協力により、15年連続となる保有純増を達成いたしました。事業活動におきましては、「ほっとバトン活動」を通じた次世代との関わりや、「あんしんチェック」および「3Qコール」の実施により、組合員・利用者のライフステージに応じた総合保障の提案に努めました。また、地域貢献活動の一環として「第53回JA共済大阪府小・中学生書道コンクール」を開催し、小学校18校、中学校7校の計25校から多くの参加をいただき、地域とのつながりを深めることができました。



購買事業

農協自己改革の一環としてトータル生産コストの低減に取り組み、土壌診断に基づく施肥設計の推奨に加え、予約肥料の一括購入によりコスト低減対象化成肥料を前年度より53袋多い1,250袋供給いたしました。水稻苗の予約引き取り販売につきましても推進を強化した結果、前年度比539枚増となる5,192枚の引き取りを実現しました。また、組合員・利用者の多様なニーズにお応えするため、旬鮮倶楽部や宅配倶楽部、白蟻防除事業、共同購入積み上げ運動、健康体感館の開催などを積極的に展開したほか、花卉業務においても店舗での販売PRや供花の年間予約600束の受注に加え、品質向上と資材の効率的な活用に努めました。



販売事業

令和7年産米については、大阪府の作況指数が100と平年並みに推移する中、前年度の出荷契約数量2,387本（大東市1,417本、四條畷市970本）に対し、令和7年度は出荷実績2,137本（大東市1,426本、四條畷市711本）となりました。検査につきましては、当JAの有資格職員2

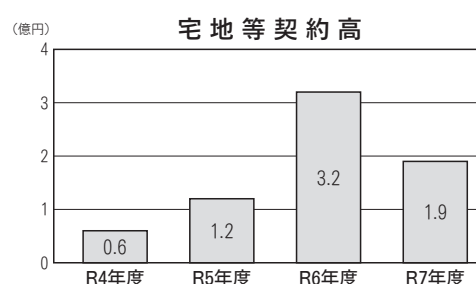
名が交代で担当し、集荷品種の内訳は「ヒノヒカリ」が全体の約94%、「きぬむすめ」が約1.6%、本年度より新たに検査対象とした「にこまる」が約4.4%を占め、格付けの結果は1等959本、2等508本、3等670本となりました。また、小米6,925kgおよび古米1,020kgを販売いたしました。令和7年産米は猛暑の影響で心白粒や未熟粒の発生も見受けられましたが、病害虫被害が少なかったことで1等比率を高く維持することができました。生産者の所得向上を目的とした出荷米の全量買取については、前年度を上回る買取価格を実現し、当該集荷米を活用したJ Aオリジナル米「米夢」を約5,600本販売するとともに、管内の学校給食へ約40tを供給いたしました。さらに、新たな販路開拓として製麺・製粉メーカーと連携し、管内産ヒノヒカリ100%使用の米粉うどんを農業祭にて一般販売いたしました。今後は、さらなる販売拡大に向けた体制の構築に努めてまいります。

利用事業

組合員の利便性向上を図るため、営農経済センターおよび各支店にコイン精米機を設置し、多くの組合員・地域利用者の皆さまにご活用いただきました。また、安全・安心な米作りと農薬使用回数の削減を目的とした種籾の温湯消毒を実施したほか、農作業受託事業におきましても、耕起から代掻き、田植え、稲刈り、乾燥、籾摺りまでの一連の作業を円滑に遂行し、組合員の営農活動を幅広く支援いたしました。

宅地等供給事業

都市型農業への対応として、組合員所有資産の有効活用や保全および継承に向けた土地利用提案を強化し、賃貸住宅の建設やライフスタイルに応じた戸建住宅の建設、ならびに各リフォーム事業に積極的に取り組みました。あわせて、相続や資産継承支援に関しましても、法制・税制等の専門家と連携した相談体制の更なる充実を図るなど、組合員の皆さまの多様なニーズに応える事業展開に努めました。



5 農業振興活動

農業関係の持続的な取り組み

農家所得の向上による地域農業の振興に向け、出荷米全量買取及び集荷米の販売強化、エコ栽培米の生産拡大に努めるとともに、信頼される安全安心な農産物を提供するため、夕市等を通じた地場産農産物の販売強化や生産資材のコスト削減に取り組みました。また、施肥コスト抑制に向けた土壌分析の無料診断の実施や、疎植栽培及び高温障害対応品種「にこまる」の作付け収穫等を推奨しました。

地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善及び地域活性化のための取組の状況を含む）

（1）農業者等の経営支援に関する取り組み方針

当ＪＡは農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域の皆さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を最も重要な役割のひとつとして皆さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。

（2）農業者等の経営支援に関する態勢整備

当ＪＡは皆さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対し、円滑に措置をとる事が出来るよう、関係職員に対し金融円滑化の方針や施策の徹底に努めています。

（3）地域農業活性化のための融資を始めとする支援

地域を活性化するため、各種プロパー農業資金・農業近代化資金の取扱いなどを通じて、農業者の経営と生活をサポートしています。「担い手金融リーダー」を設置し、農業者のニーズの把握や金融サービスの提供・相談および新規就農者を対象とした農業塾の開催などを通じて農業の担い手支援に取り組んでいます。

（4）地域の情報集積を活用した持続可能な地域育成への貢献

地域の小学校を対象に農業に対する理解を促進するため、ＪＡバンク食農応援事業を展開し、「農業体験」や「出張授業」などを通じて地域に貢献しています。

他にも「年金友の会」の会員を幅広く募集すると共に、各種特典の充実などを通じたシルバー層への貢献、優遇定期貯金などを継続的に企画・実施しております。

6 地域貢献情報等

社会貢献活動（社会的責任）

●環境問題への取り組み状況

廃棄食用油の回収ボックスを設置し、家庭から出る油の再資源化を推進しています。環境負荷の低減と循環型社会の実現を目指し、地球温暖化対策に貢献する活動に取り組んでいます。

●各種募金活動・公益団体等への寄付

日本赤十字社に寄付いたしました。

地域貢献情報

●全般に関する事項

当ＪＡは、大東市、四條畷市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化等に資する地域金融機関です。

当ＪＡは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、当ＪＡの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

●地域からの資金調達の状況

当ＪＡの令和8年3月末の貯金残高は、109,193百万円で、組合員の皆さまの計画的な資産作りをお手伝いさせていただくため、目的や期間に応じた各種貯金の取り扱いをしております。（商品一覧はP23～P24をご覧ください。）

●地域への資金供給の状況

当ＪＡの令和8年3月末の貸出残高は、20,679百万円で、当ＪＡの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当ＪＡでは、資金を必要とする組合員等にご利用いただいております。（商品一覧はP25～P26をご覧ください）

●文化的・社会的貢献に関する事項

主たる貢献活動

- 学校給食への地元農産物の提供に係る支援
- 各種農業関連イベントや地域活動への協賛・後援
- 地域の清掃活動
- 住宅ローン・年金相談会の開催
- 弁護士・税理士による法律・税務相談会の開催
- こども110番への取り組み
- 全店舗ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の設置
- 地域社会への奉仕活動
- 青色防犯パトロール活動
- ドライブレコーダー協定
- 地域の見守り活動協定
- 警察との地域安全に関する協定
- 四條畷警察とのＡＩカメラ設置協定
- 四條畷市との災害時における支援・協力に関する協定
- 大東市との災害時における支援・協力に関する協定

利用者ネットワーク化への取り組み

- 年金友の会（イベントの開催）

情報提供活動

- 組合員だより等のＪＡ広報誌「きらり おおさかとうぶ」の発行
- ホームページ・LINE・Instagram等を通じた、組合員等利用者への情報提供

7 リスク管理の状況

リスク管理体制

リスク管理基本方針等

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

●個別与信審査体制

融資案件の審査を担当する部署（審査課）を設置し、厳正なチェックを行い健全な貸出の実行に努めています。また、既貸出先の業況を把握するとともに、担保評価の精緻化や厳格な自己査定を実施しています。

●ALM委員会

経営情勢の変化や市場金利の変動等により発生する各種リスクを管理するため、定期的に「ALM委員会」を開催し、安定的な収益を確保するための運営方針を協議・決定しています。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し、各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、

資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、業務継続などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。また、業務継続リスクについては、利用者、役職員等の人命保護を最優先とし、地域金融機関としての社会的役割を安定的に果たしていくため、被害を最小

限に抑えつつ、継続すべき業務を可能な限り継続または早期における復旧を図るよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また万が一、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施する体制を整えています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「オンラインシステム管理要領」を策定しています。

⑦業務継続リスク管理

業務継続リスクとは、自然災害等による大規模な被災や感染症の蔓延等に際し、適切な対応ができないことにより業務継続が困難となるリスクのことです。当JAでは、突発的な事象等が発生した時にはリスク管理委員会を臨時に開催し、リスク量を軽減するための執行運営ができる体制を整えています。

法令遵守の体制

- JA大阪東部（以下「当組合」という。）は、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。
- 当組合が、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

基本方針

- 当組合は、JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動によ

り、地域社会の発展に貢献する。

○当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

○経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。

○社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進を行っています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

あわせて、監事への情報提供窓口も設置しています。

(詳細は下記をご参照ください)

当組合の監事は、経営の健全な発展に資するため、農協法（法第35条の5）および農協法施行規則（第81条）に基づき、理事の職務の適正な遂行を阻害する行為に関する情報（組合経営に関する事象に限る）の提供を求めています。

当組合の理事の組合経営に関する気になる行為について、見たり聞いたりした事柄があれば封書にて下記宛に連絡くださいますようお願いいたします。

大阪東部農業協同組合 監事会

連絡先：住 所 大東市野崎4丁目4番47号

受付監事 常勤監事 見 浪 雅 博 宛

※当組合の業務に関する一般的な苦情については、別途窓口を設置しておりますので、そちらをご利用ください。

※ご好意による情報提供であっても、誹謗・中傷に類似する内容のものは受付いたしかねますので、予めご了承ください。

【一般苦情相談窓口】 担当部署名 企画総務部総務課（TEL：072-878-1231）

利用者保護等への取り組み

当JAでは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になるうとする者を含む）の皆さまの正当な利益の保護と利便の確保のために、理事会において決議した「JAバンク利用者保護等管理方針」に基づき、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。（「JAバンク利用者保護等管理方針」については、下記を

ご参照下さい)

J Aバンク利用者保護等管理方針

大阪東部農業協同組合
(平成22年9月17日制定)

大阪東部農業協同組合（以下「当組合」という）は、お客さまの正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守いたします。また、お客さまの保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

- 1 当組合は、お客さまに対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む）および情報提供を適切かつ十分に行います。
- 2 当組合は、お客さまからの相談・苦情等について、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む）し、お客さまの理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応いたします。
- 3 当組合は、お客さまに関する情報について、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 4 当組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、お客さま情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう、努めます。
- 5 当組合は、当組合との取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理いたします。

利益相反管理への取り組み

当JAでは、組合員・利用者の皆さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインならびに理事会において決議した「利益相反管理方針」に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、適正に業務を遂行してまいります。（「利益相反管理方針の概要」については、下記をご参照下さい）

利益相反管理方針の概要

大阪東部農業協同組合
(平成21年6月1日制定)

大阪東部農業協同組合（以下、「当組合」といいます）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインならびに当組合で定める利益相反管理方針に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、適正に業務を遂行いたします。

当組合は、法令等にしがたい、当組合の利益相反管理方針の概要をここに公表いたします。

1. 対象取引の範囲

利益相反管理方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当組合の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型としては、以下に掲げるものが考えられます。

- (1) お客さまと当組合の間の利益が相反する類型
- (2) 当組合の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当組合は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法。
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法。
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法。（ただし、当組合が負う守秘義務に違反しない場合に限りです）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法。

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当組合で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当組合は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当組合全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当組合の役職員に対し、利益相反管理方針および利益相反管理方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、利益相反管理方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当組合は、利益相反管理方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、大阪東部農業協同組合本店（TEL：072－878－1231）までご連絡ください。

マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当JAでは、反社会的勢力との関係を遮断するため、「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を制定のうえ方針を定め、これを遵守します(内容については、下記の「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」をご参照ください)。

大阪東部農業協同組合
(平成31年2月22日制定)
(令和6年3月25日最終改定)

大阪東部農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。
(管理態勢等)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

(職員の安全確保)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

個人情報保護方針

大阪東部農業協同組合
(平成17年4月1日制定)
(令和4年4月1日最終改定)

大阪東部農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正

な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正、利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

金融商品の勧誘方針

大阪東部農業協同組合
(平成20年7月23日制定)

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

金融円滑化への取り組み

当JAでは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当JAの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。（「金融円滑化にかかる基本方針」については、下記をご参照下さい。）

金融円滑化にかかる基本方針

当JA大阪東部（以下、「当JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 組合長以下、関係役員、部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

8. この方針の改正および廃止は、コンプライアンス委員会での検討・協議に基づき、組合長が決定する。

附則

この方針は、平成22年1月21日に制定し実施する。

この方針は、平成25年5月30日に一部改正し、平成25年4月1日に遡及し実施する。

金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く））

本店金融共済部：072-878-1231

四 條 支 店：072-876-5515

南 郷 支 店：072-873-1122

田 原 支 店：0743-78-3528

住 道 支 店：072-874-2255

四條畷支店：072-876-0221

※田原支店は午前11時30分～午後0時30分を除く

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

●信用事業

東京弁護士会紛争解決センター（03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（03-3581-2249）

京都弁護士会紛争解決センター（075-231-2378）

公益社団法人民間総合調停センター（大阪府）

兵庫県弁護士会紛争解決センター（078-341-8227）

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、下線の弁護士会仲裁センター等については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

例えば、お客様は兵庫県弁護士会紛争解決センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

例えば、兵庫県弁護士会紛争解決センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会紛争解決センターで手続を進めることができます。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容はJAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合せください。

●**共済事業**

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

公益財団法人 交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険 ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。

①の窓口またはJA共済相談受付センター（電話：0120-536-093）にお問合せください。

内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店等すべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

8 主な事業の内容等

主な事業の内容

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

●貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

また、平成17年3月1日より貯金保険制度による「全額保護」をご希望の組合員皆さまのために、決済用貯金（「普通貯金無利息型（決済用）」及び「総合口座の普通貯金無利息型」）をご用意しております。この決済用貯金は、平成17年4月以降「全額保護」となっています。

貯金業務商品一覧

貯金種別		しくみと特色	預入金額	期間
当座貯金		商品取引に安全で能率的な小切手・手形が使える事業者向けの貯金です。	1円以上	出し入れ自由
普通貯金		お財布代わりに簡単に出し入れできる貯金です。	1円以上	出し入れ自由
普通貯金無利息型(決済用)		普通貯金のように利息はつきませんが、貯金保険制度により全額保護されます。	1円以上	出し入れ自由
総合口座	普通貯金	普通貯金とスーパー定期貯金・期日指定定期貯金を1冊の通帳にセット。お給料や年金、配当金の自動受取、公共料金などの自動支払、通帳がなくてもカード1枚で貯金が引き出せるキャッシュカードなど便利なサービスがご利用いただけます。いざという時はいつでも定期貯金の90%以内、最高200万円まで自動融資をご利用いただけます。ATMでも取扱いできます。	1円以上	出し入れ自由
	普通貯金(無利息型)		1円以上	出し入れ自由
	スーパー定期貯金(自動継続)		1円以上	1・2・3・6ヶ月 1. 2. 3. 4. 5. 7. 10年
	期日指定定期貯金(自動継続)		1円以上 300万円未満	1年据置3年以内
納税準備貯金		納税のため普段から準備していただく貯金です。お利息は無税扱いです。	1円以上	納税のためならいつでも
貯蓄貯金		残高階層別7段階制を用いて、少しでも有利に運用できます。	1円以上	出し入れ自由
通知貯金		まとまった資金を、一時的にお預けいただく場合に有利です。	5万円以上	期間の定めはありません 7日間の据置期間が必要です。

貯金種別		しくみと特色	預入金額	期間
定期積金	目標式	目標額を決めて、毎月一定日に積立てていく貯金です。	1回あたり1,000円以上	6ヶ月・1年・1年6ヶ月・2年・2年6ヶ月・3年・3年6ヶ月・4年・4年6ヶ月・5年・期日指定方式
	定額式	毎月一定日に一定額を積立てていく貯金です。	1回あたり1,000円以上	
	逓増逓減式	契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。(契約期間中、年単位で掛金を増額または減額可能)	1回あたり1,000円以上	2年・3年・4年・5年
	なごみ	当JAで年金振込をされている方に対し、店頭表示利回り+隔月掛金定期積金上乘せ利回りを満期日まで適用する定期積金です。	1回あたり1,000円以上 年金受給額以下	1年・2年・3年・4年・5年
	そなえ得	満55歳以上65歳未満の方で、且つ公的年金のお受取りを予約された方に、店頭利回り+そなえ得定期積金上乘せ利回りを満期日まで適用する定期積金です。	1回あたり1,000円以上	1年・2年・3年・4年・5年
期日指定定期貯金		1年の据置期間経過後は1ヶ月以上前に通知いただければいつでもお引き出しいただけます。	1円以上 300万円未満	1年据置3年以内
スーパー定期貯金		1ヶ月以上10年未満で満期を自由に選べる商品です。	1円以上	1・2・3・6ヶ月 1.2.3.4.5.7.10年
大口定期貯金		預入額1千万円以上の運用にご利用いただける高利回り商品です。	1,000万円以上	1ヶ月以上10年以内
年金シルバー定期貯金		当JAで年金振込をされている方及び制度上公的年金受給資格を持たない65歳以上の在日外国人の方に対し、店頭利回り+シルバー定期貯金上乘せ利回りを満期日まで適用する定期貯金です。	1円以上 1,000万円未満	1年
変動金利定期貯金		市場金利の動きに応じて6ヶ月毎に利率の見直しを行っていく定期貯金です。	1円以上	1年・2年・3年
据置定期貯金		据置期間6ヶ月経過後、任意の日に貯金の全部または一部について何回でも払戻しができます。	1円以上 1,000万円未満	最長5年
相続定期貯金(つなぎ愛)		相続手続完了後1年以内に、相続より取得した金額を原資とし、店頭利回り+相続定期貯金上乘せ利回りを満期日まで適用する定期貯金です。	1円以上 相続により取得した金額まで	1年
積立式定期貯金	エンドレス型	自動振替により、1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月のいずれかの積立周期により預入いただけます。なお、随時に預入いただくこともできます。	1回あたり1円以上	積立期限には定めがありません
	満期型	自動振替により、1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月のいずれかの積立周期により預入いただけます。なお、随時に預入いただくこともできます。	1回あたり1円以上	6ヶ月以上 10年以下
	年金型	自動振替により、1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月のいずれかの積立周期により預入いただけます。なお、契約期間内で一括または随時に預入いただくこともできます。	1回あたり1円以上	12ヶ月以上 2ヶ月以上10年以内 3ヶ月以上20年以内
財産形成貯金	一般財形	毎月の給料から天引ですから手間がかからず着実に貯まる貯金です。	1回あたり1円以上	3年以上
	財形年金	非課税の特典があり、さらに退職後も年金のお受取り(3ヶ月毎)が終わるまで継続されますので大変有利です。	1回あたり1円以上	5年以上
	財形住宅	住宅の取得時にお役に立つ貯金です。	1回あたり1円以上	5年以上
譲渡性貯金		まとまった資金を有利に運用でき、満期日前に第3者に譲渡することができる貯金です。	1,000万円以上	<定型方式> 1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月・1年・2年・3年・4年・5年 <期日指定方式> 7日以上5年未満

●相談業務

遺言信託業務・相続に関する相談、および相続対策、各種税務相談、生産緑地等の市街化農地に関するお悩みに対して、提携先税理士等と連携して問題解決のお手伝いをいたします。組合員の皆さまには、高度な専門知識と上質なサービスでお応えする、ＪＡバンク大阪「中之島倶楽部」もご紹介いたします。

●貸出（融資）業務

組合員の皆さまへのご融資をはじめ、地域の皆様の暮らしや農業者・事業者の皆さまの事業に必要な資金をご提供しております。

また、地方公共団体や農業関連産業などへの融資を通じ、地域経済の発展と活性化に貢献してまいります。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関の代理業務や、個人向けの各種ローンも幅広く取り扱っております。

貸出形態につきましては、証書貸付、手形貸付、および当座貸越に対応しております。

種 類		使途・留意事項	融 資 金 額	期 間
不 動 産 担 保	経 営 刷 新 資 金	◆賃貸住宅・貸倉庫などの建築等の資金	10億円以内	50年以内
	農 業 振 興 資 金	◆農地の取得・農業関連事業の資金	10億円以内	30年以内
	一 般 貸 付 金 不 動 産 担 保 貸 付	◆設備資金	対象事業費以内	25年以内
		◆資産継承資金	3億円以内	30年以内
		◆住宅関連資金	2億円以内	50年以内
		◆生活関連資金	1,000万円以内	15年以内
		◆その他資金	対象事業費以内	35年以内
	住 宅 ロ ー ン	変動金利Ⅱ型 ◆住宅（中古住宅を含む）宅地の購入資金 固定金利選択型 ◆住宅の新築・増改築・借換資金 固定金利型	10万円以上 2億円以内 (1万円単位)	3年以上 50年以内
各 種 ロ ー ン	リ フ ォ ー ム ロ ー ン	変動金利型 ◆ご自宅の増改築・補修またはシステムキッチン・バス・トイレ等の住宅関連設備資金 変動金利Ⅱ型 固定金利型	10万円以上 1,500万円以内 (1万円単位)	1年以上 20年以内
	マ イ カ ー ロ ー ン	変動金利型 ◆個人自動車購入、借換、車検等の自動車関連資金 固定金利型	10万円以上 1,000万円以内 (1万円単位)	6ヵ月以上 15年以内
	教 育 ロ ー ン	変動金利型 ◆入学資金、授業料借換等の学生生活に必要な資金 固定金利型	10万円以上 1,000万円以内 (1万円単位)	6ヵ月以上 15年以内
	多 目 的 ロ ー ン	◆生活に必要な資金	10万円以上 500万円以内 (1万円単位)	6ヵ月以上 10年以内
	フ リ ー ロ ー ン		10万円以上 500万円以内 (1万円単位)	6ヵ月以上 10年以内
	Ｊ Ａ 農 機 ハ ウ ス ロ ー ン	◆農機具（中古を含む）修理、購入・車検・借換に付帯する諸費用などの資金	1,800万円以内	1年以上 10年以内

種 類	使途・留意事項	融 資 金 額	期 間
J A 新 規 就 農 応 援 資 金	◆農業経営にかかる設備・運転資金	1,000万円以内	17年以内 (就農開始時期により異なる)

●為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

●その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や給与振込サービス、自動集金サービスなどを取り扱っています。

また、国債（新窓販国債・個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンスストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

(令和8年7月1日現在)

貸 金 庫 ご 使 用 料 金				貸 金 庫 ご 利 用 時 間
深さ(cm)	幅(cm)	奥行(cm)	1ヶ年使用料	平 日 午前9時～午後5時
6.6	24.8	54.0	8,880円	

手数料一覧

(令和8年7月1日現在)

(注) 手数料については、いずれも消費税込の金額です。

振 込 手 数 料	当 J A 本 支 店 あ て の も の		窓 口 利 用	3万円未満	1件につき	無 料
				3万円以上	1件につき	無 料
			振 込 機 利 用	3万円未満	1件につき	無 料
				3万円以上	1件につき	無 料
			J A ネット利用	3万円未満	1件につき	無 料
				3万円以上	1件につき	無 料
	系 統 金 融 機 関 あ て の も の		窓 口 利 用	3万円未満	1件につき	220円
				3万円以上	1件につき	440円
			振 込 機 利 用	3万円未満	1件につき	110円
				3万円以上	1件につき	330円
			J A ネット利用	3万円未満	1件につき	110円
				3万円以上	1件につき	220円
	他 金 融 機 関 あ て の も の	窓 口 利 用	電 信 扱 い	3万円未満	1件につき	550円
				3万円以上	1件につき	770円
			文 書 扱 い	3万円未満	1件につき	550円
				3万円以上	1件につき	770円

振込手数料	他金融機関 あてのもの	振込機利用	電信扱い	3万円未満 1件につき	440円
				3万円以上 1件につき	660円
	JAネット利用	JAネット利用	電信扱い	3万円未満 1件につき	220円
				3万円以上 1件につき	440円

※JAネットとは、インターネットバンキング利用をいいます。

代金取立手数料	電子交換	無料
	個別取立	1通につき 880円
	当JA本支店あてのものについては無料	

その他の為替手数料	送金・振込の組戻料	1件につき	880円
	不渡手形返却料	1通につき	880円
	取立手形組戻料	1通につき	880円
	取立手形店頭呈示料	1通につき	880円

※ただし、880円を超える取立経費を要する場合は、その実費を徴する。

貯金業務の手数料	貯金残高証明書	1通につき	330円
	貯金通帳の再発行	1冊につき	1,100円
	貯金証書の再発行	1通につき	1,100円
	キャッシュカードの再発行	1枚につき	1,100円
	未利用口座管理手数料	1口座につき	1,320円

※貯金業務手数料については、利用者からの依頼のものに限ります。

JAデータ伝送サービス	月額利用料 16,500円
-------------	---------------

※お取引内容、件数に応じて、「振込手数料」、「口座振替手数料」等が別途必要となります。

両替手数料 (お取扱1件あたり)	紙幣・硬貨合計枚数	手数料
	1枚 ～ 50枚	1日1回まで無料 2回目以降550円
	51枚 ～ 500枚	550円
	501枚 ～ 1,000枚	1,100円
	1,001枚～	500枚ごとに550円を加算

※現金による貯金払戻しに際しまして金種を指定される場合も含まれます。

硬貨入金整理手数料 (お取扱1件あたり)	硬貨合計枚数	手数料
	1枚 ～ 500枚	無料
	501枚 ～ 1,000枚	660円
	1,001枚～	500枚ごとに330円を加算

貸出業務の手数料	貸出金残高証明書	1通につき	330円
	融資証明書	1通につき	330円
	住宅取得年末残高証明書	1通につき	330円
	貸出金・利息に関する払込証明書	1通につき	330円
	権利者の同意書	1通につき	1,100円
	貸出金償還明細書の再発行	1通につき	1,100円
	ローンカードの再発行	1枚につき	1,100円
	実行手数料	住宅ローン 1契約につき	33,000円
		小口ローン 1契約につき	5,500円
		農業融資 1契約につき	無料
		プロパー融資 1契約につき	無料
	繰上返済手数料	全額繰上返済（窓口のみ可）	3,300円
		一部繰上返済（窓口）	3,300円
		一部繰上返済（ネットバンク）	無料
		留保金の精算による繰上返済	無料
	条件変更手数料	条件変更（窓口）	5,500円
		条件変更（ネットバンク）	無料
		相続に伴う条件変更	無料
		実行前条件変更（留保期間含む）	無料
	カードローン口座開設手数料	開設の都度	5,500円

※貯金担保貸付契約に係る貸出事務手数料は無料

共済事業

ＪＡ共済は、農業協同組合が理念とする「相互扶助」を事業活動の原点とし、常に組合員・利用者の信頼と期待に応え、「安心」と「満足」を提供します。

ＪＡ共済は、最良の保障・価格・サービスによる「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」の提供を通じて、組合員・利用者の豊かな生活づくりに努めます。

ＪＡ共済は、事業活動の積極的な取り組みを通じて、豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりに貢献します。

●「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」の提供

ＪＡ共済の使命は、組合員・利用者の皆さまが不安なく暮らせるよう、生活を取り巻くさまざまなリスクに対して幅広く保障するよう努めることです。

万一のときや病気、ケガ、老後などに備える「ひと」の保障。火災はもちろん、地震や台風などさまざまな自然災害に備える「いえ」の保障。自動車事故による賠償やケガ、修理に備える「くるま」の保障。そして、農業において発生するさまざまな賠償リスクへの保障。この「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」を通じて、それぞれの目的やライフプランに応じて充実した保障を提供し、皆さまの毎日の暮らしをバックアップしていきます。

主 な 保 障 ラ イ ン ナ ッ プ	
終身共済 《一生涯の万一保障》	万一のとき、ご家族の生活費や葬儀費用を残してあげたい方
養老生命共済 《万一保障と貯蓄》	貯蓄をしながら万一のときにも備えたい方
定期生命共済 《必要な期間に備える万一保障》	万一のとき、ご家族のために生活費を残してあげたい方
生存給付特則付一時払終身共済（平28.10） 《一生涯の万一保障》	まとまった資金を活用したい方
引受緩和型終身共済 《ご加入しやすい万一保障》	病歴や健康状態に不安がある方
医療共済 メディフル 《充実の医療保障》	病気やケガに対してまとまった一時金を備えたい方
引受緩和型医療共済 《ご加入しやすい医療保障》	病歴や健康状態に不安がある方
がん共済 《充実のがん保障》	がん到手厚く備えたい方
特定重度疾病共済 身近なリスクにそなエール 《特定疾病の保障》	身近な生活習慣病リスクに備えたい方
生活障害共済 働くわたしのささエール 《就労不能の保障》	身体に障害を負って働けなくなったときのリスクに備えたい方
認知症共済 《一生涯の認知症保障》	一生涯にわたる認知症の不安に備えたい方
介護共済 《一生涯の介護保障》	一生涯にわたる介護の不安に備えたい方
一時払介護共済 《一生涯の介護保障》	まとまった資金を活用したい方
予定利率変動型年金共済 ライフロード 《老後の保障》	老後の生活資金の準備を始めたい方
こども共済 《お子さま・お孫さまの保障》	お子さま・お孫さまの教育資金を準備したい方
建物更生共済 むてきプラス・My家財プラス 《建物と家財の保障》	火災や自然災害による建物・家財の損害に備えたい方
自動車共済「クルマスター」 《くるまの保障》	自動車事故による賠償やケガ、修理に備えたい方
農業者賠償共済 ファーマスト 《農業における賠償リスクを保障》	農業において発生するさまざまなリスクに備えたい方

※他にも「一時払終身共済（平 28.10）」「一時払養老生命共済」「定期生命共済みちびき（逡減期間設定型）」「傷害共済」「火災共済」「自賠償共済」等をご用意しています。

●JA共済が行う共済事業とは

共済とは、生活を取り巻くさまざまなリスク（ケガ・病気・火災・自然災害、交通事故など）に対して、組合員があらかじめ一定の「共済掛金」を拠出して協同の財産を準備し、不測の事故などが生じた場合に「共済金」として支払うことによって、組合員やその家族に生じる経済的な損失を補い、生活の安定を図る相互扶助（助け合い）の保障制度です。

JA共済は、JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」を提供しています。



JA

- JA共済の窓口です。
- 組合員・利用者の皆さまの立場に立った事業活動で皆さまの暮らしをサポートしています。

JA
共済連

- JAと一体となって、JA共済事業を運営しています。
- 各種の企画、仕組開発、資産運用業務や支払共済金にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

購買事業

肥料・農薬の銘柄集約、土壌分析・検査によるコスト削減施肥の推進、省力技術商品の普及、予約引き取り販売の奨励による農業生産資材コストの削減・普及に取り組めます。

また、花卉生産の振興と農協間連携を中心とした販路の拡大を図り利益の確保に繋がる事業展開を行います。

【主要購買品目】

項 目		主 要 品 目
生 産 資 材	飼 料	単味飼料：配合飼料
	肥 料	単肥：有機肥料：化成：配合肥料及び土壌改良剤
	農 薬	水稻用農薬：除草剤：殺虫剤：殺菌剤：園芸用農薬
	保 温 資 材	農業用ビニール：マルチ他
	包 装 資 材	米袋他
	農 業 機 械	一般農機：農機部品
	石 油 類	灯油：重油
	建 築 資 材	パイプハウス：シロアリ駆除工事：ガレージ等
生 活 物 資	そ の 他	水稻苗：種子：園芸資材：農具類他
	米	精米：玄米：パールライス
	一 般 食 品	一般食品：旬鮮倶楽部：宅配倶楽部：共つみ商品
	衣 料 品	紳士服：婦人服他
	耐 久 消 費 財	石材：美術工芸品：掛軸：仏壇：宝飾品：家財家具
	日 用 保 健 雑 貨 用 品	日用雑貨：贈答品：健康器具他
そ の 他		花卉他

販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安全・安心な農産物をお届けする事業を行っています。当ＪＡ管内において生産された米をオリジナル米「米夢（マイム）」及び新しく「にこまる」の販売もしています。また、地産地消の取り組みとして毎月第2火曜日には本店において夕市を開催し、消費者に直接農家が持ち寄った地元でとれた農産物の提供を行っています。

利用事業

「コイン自動精米機」（24時間営業）は、営農経済センター及び各支店（四條支店を除く）にあり、組合員・地域利用者の皆さまからも好評いただいております。

営農経済センターでは、玄米販売と精米を承っており、精米直後のおいしいお米を是非ご賞味ください。



◆24時間営業（年末年始は休業）

◆精米機利用料 10キロ …… 100円

大阪府承認のエコ農産物への取り組みを支援するため、水稻の温湯消毒機を設置しております。温湯消毒機は、当ＪＡの全ての水稻育苗に利用し、その有効性を確認しました。また、精米の色彩選別機を営農経済センターに設置しています。利用の際の詳細は、営農経済センター及び各支店（四條支店を除く）にお問い合わせください。

◆温湯消毒機利用料 1キロ …… 100円（職員が消毒をする場合）

1キロ …… 50円（利用者自身が消毒をする場合）

◆色彩選別機利用料 30キロ …… 300円

また、作業受託も承っております。（田植え、耕起、代掻き、稲刈り、乾燥、籾摺り）

宅地等供給事業

都市型農業に対応すべく、組合員の所有資産の活用・保全・承継土地利用の提案活動を充実し、賃貸住宅の建設や店舗誘致等に積極的に取り組めます。

また、組合員のライフスタイルに合った戸建住宅や住宅リフォームの推進を行います。

- ☆土地利用提案……遊休地、農地等の付加価値を高める最良の方法をご提案します。
- ☆計画検討……建設計画や土地利用の必要な要素の検討・確実な活用計画を行います。
- ☆施行管理……JA全農の一級建築士が、完成まで各部門を総合的に管理致します。
- ☆アフターサービス……JA・JA全農・施工業者が責任を持って行いますので、安心してお任せください。

指導事業

●営農相談

営農相談・技術指導・経営指導など、何でもご相談下さい。S A A（スーパーアグリアドバイザー）、A A（アグリアドバイザー）が農業に関するご質問にお答えします。

●税務相談

土地の譲渡、相続・贈与、各種所得の確定申告など、税務全般について顧問税理士が丁寧に対応いたします。お気軽にご相談ください。

●生活指導

女性会が中心となり、料理教室、健康講座、文化活動などを開催しています。日々の生活を健やかに彩る活動を通じて、新しい趣味や仲間との出会いを楽しんでみませんか。皆さまの参加をお待ちしております。

●法律相談

日常生活の法律トラブルや身近なお困りごとなど、顧問弁護士が親身にアドバイスいたします。解決の第一歩としてお気軽にご相談ください。

JAバンク・セーフティーネット

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティーネットで守られています。

●「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

●「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、（1）個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（2）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（3）全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

●「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

●貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

〈参考〉

当ＪＡでは自己改革として、さまざまな取り組みを行っておりますので、ＪＡ大阪東部自己改革工程表を掲載いたします。

ＪＡ大阪東部自己改革工程表

ＪＡ大阪東部は、これまで組合員との徹底した対話に基づいて、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする創造的自己改革の実践に全力で取り組んできました。

この結果、平成30年度より実施した「ＪＡの自己改革に関する組合員調査」等において、多くの正組合員から自己改革の一定の評価と一層の期待、また、多くの准組合員から総合事業の必要性や地域農業を応援したいとの声をいただくことができました。

今後とも、ＪＡ大阪東部は地域になくてはならないＪＡであり続けるため、ＪＡ全体の収益力の向上や合理化・効率化によって、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化を図ります。また、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本とした「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

1. 自己改革を実践するための具体的な方針

- (1) 訪問活動等を通じた「組合員との対話」を原点としてニーズを的確に把握します。
- (2) 「農業者の売上増加・コスト低減」につながる組合員目線での必要な取り組みを目標及び施策の策定等とあわせて実践し、改革の目的である「農業者の所得増大」のため生産資材コスト削減に取り組めます。

特に、多様な担い手や夕市及びイベント販売出荷者等を対象として、次のことに取り組んでまいります。

①水稲緑化苗の予約引き取り販売増加による生産コスト低減、②水稲化成肥料高チッソ入り15kg入り袋への転換による生産コスト低減、③水稲の疎植栽培の推進、④夕市及びイベントを通じた販売機会の確保

(①～③は数値目標を設定)

- (3) 改革の取り組みと成果について「組合員との対話」等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることで、ＰＤＣＡサイクルを回し、不断の自己改革を着実に実践します。

2. 自己改革を支える経営基盤の確立・強化の取り組みについて

管内の環境課題では農地の減少や組合員の高齢化が進み、経営課題では営農経済事業の赤字収支構造の常態化や信用・共済事業の将来収益の縮小が懸念される状況になっております。

こうした情勢のなか、現状のまま事業改革を進めなかった場合の5年後の成行きについてシミュレーションを行ったところ、現状と比べて事業利益が減少する見通しとなりました。

今後も営農経済事業の収支構造の改善をはじめとした自己改革を支える経営基盤の確立・強化を図っていくため、販売力の強化を通じた事業伸長、効率的な施設運営を通じた費用削減等により、健全で持続性のある経営を確保する取り組みを実践していきます。

3. 自己改革の実践に向けた組合員との対話・意思反映

自己改革の実践にあたっては、改革の評価の把握に向けた正組合員との対話のみならず、地域

に根ざしたＪＡを目指してモニター制度や地区座談会等の仕組みを通じて、『「わがＪＡ」意識を持ち、組合とともに地域を豊かにするパートナー』である准組合員の声も聴くことで、正組合員と准組合員が一体となったＪＡ運営を実現し、組合員の評価をふまえた必要な見直しを行います。

また、農業振興の応援団でもある准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、改革の目的である「農業者の所得増大」につながるよう取り組みます。

重点項目・効果		成果・数値目標			
農業者の所得増大・農業生産の拡大					
①水稲緑化苗の予約引取販売増加による生産コスト低減		令和7年度		令和8年度	令和9年度
想定される効果 （売上増加）	1枚あたり400円低減（成苗950円－緑化苗550円）、1反当り6,000円低減（400円×15枚）	計画	3,100枚 (33枚減)	2,700枚 (474枚減)	3,000枚 (300枚増)
		実績	3,174枚 (41枚増)		
<令和7年度取り組み結果について> 予約購買推進の取り組みを強化することにより、水稲資材のコスト削減となり農業者所得の向上につながりました。（前年度比41枚増） <効果額等> 400円（1枚あたりの増加額）×41枚（前年度比）＝16.4千円					
②水稲化成肥料高チッソ入り15kg入り袋への転換による生産コスト低減（20kg袋：セラコートR 622⇒15kg袋：ユーコート202）		令和7年度		令和8年度	令和9年度
想定される効果 （コスト低減）	1本あたり60円低減（20kg袋4,210円－15kg袋4,150円）、1反あたり120円低減（60円×2本）	計画	1,150袋 (47袋減)	1,050袋 (200袋減)	1,220袋 (70袋増)
		実績	1,250袋 (53袋増)		
<令和7年度取り組み結果について> 予約購買推進の取り組みを強化することにより、水稲資材のコスト削減となり農業者所得の向上と省力農法への取組につながりました。（前年度比53袋増） <効果額等> 60円（1袋あたりの増加額）×53袋（前年度比）＝3.8千円					
③水稲の疎植栽培の推進によるコスト低減		令和7年度		令和8年度	令和9年度
想定される効果 （コスト低減）	1反あたり5枚低減（慣行栽培15枚－疎植栽培10枚）、1反あたり6,750円低減（1,350円×5枚）	計画	2件増加	2件増加	2件増加
		実績	1件増加		
<令和7年度取り組み結果について> 予約購買推進の取り組みを強化することにより、水稲資材のコスト削減となり農業者所得の向上につながりました。（前年度比30枚増） <効果額等> 1,350円（1枚あたりの増加額）×30枚（前年度比）＝40.5千円					

重点項目・効果		成果・数値目標		
経営基盤の確立・強化				
営農・経済事業の成長・効率化プログラムの実践	令和7年度		令和8年度	令和9年度
農家の高齢化・農地減少が進む中、一部農家が利便性等を要因として商系に流れている肥料・農薬を確保し取扱高を増加させる。	計画	収支改善額 0.3百万円 (令和6年度対比)	収支改善額 0.3百万円 (令和6年度対比)	収支改善額 0.3百万円 (令和6年度対比)
	実績	収支改善額 0.4百万円 (令和6年度対比)		
＜令和7年度取り組み結果について＞ 予約購買推進の取り組みを強化したが、廃業する農家や高齢化による不耕作地が増加したため件数は減少した。ただし水稻栽培の効率化に向けた商品の推進や仕入れ・売値も高騰が続いた結果、前年度対比0.4百万円の増加となりました。				
組合員の世代交代によるJA離れや一般の建設業者の営業活動の強まりが懸念されることから、系統施行既オーナーへのアフターフォローを強化する。	計画	収支改善額 2百万円 (令和6年度対比)	収支改善額 2百万円 (令和6年度対比)	収支改善額 2百万円 (令和6年度対比)
	実績	収支改善額 3.3百万円 (令和6年度対比)		
＜令和7年度取り組み結果について＞ 資材高騰の煽りなどが世界的に続いており、既オーナー所有の賃貸物件などのリフォームの成約はなかったが、住宅のリフォームや新築への建替えなどの成約はできたため前年対比3.3百万円の増となりました。				

重点項目・効果		成果・数値目標	
組 合 員 と の 対 話 ・ 意 思 反 映			
項 目	令和7年度 計画	令和7年度実績	令和8年度 計画
渉外担当者による正・ 准組合員との訪問・対 話（人数）	1,800人	1,800人 ＜令和7年度取り組み結果について＞ 1,800人に対し訪問を行い、都市型JAとして信用・ 共済事業を中心に宅地等供給・遺言信託の資産管理・ 運用等の相談業務、また営農経済に関する情報提供に 取り組みました。	1,800人
地区座談会 （回数、出席人数）	5回 100人	5回、56人 ＜令和7年度取り組み結果について＞ 5か所にて各1回開催し、合計56人にご参加いただき、 当JAの取り組み状況等をご報告し、参加者からのご 意見・ご要望等をいただき、実現可能なものについて は取り組みを行いました。	5回 100人
准組合員モニターの実 施（意見提出人数）	20人	14人 ＜令和7年度取り組み結果について＞ 支部長会議及び組合員組織会議（全体で20回開催） に出席された准組合員14名からご意見・ご要望等をい ただき、実現可能なものについては取り組みを行いました。	20人
支部長会議、女性会等 の協力組織との会議に おける定期的な対話 （回数、出席人数）	20回 300人	20回、302人 ＜令和7年度取り組み結果について＞ 支部長会議及び組合員組織会議（全体で19回開催） に出席された合計302名のご意見・ご要望をいただき、 実現可能なものについては取り組みを行いました。	20回 300人
全職員による支部所属 組合員への全戸訪問 （回数、人数）	1回 2,400人	1回、2,181人 ＜令和7年度取り組み結果について＞ 令和7年12月全職員による全戸訪問を実施、ご意見・ ご要望をいただき、組合員ニーズの把握に努めました。	1回 2,400人

[経営資料]

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

資 産			
科 目	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	令和7年度 (令和8年3月31日現在)	
1.信用事業資産	109,858,652	108,981,655	
(1) 現金	327,327	230,549	
(2) 預金	84,071,320	82,245,765	
系統預金	84,071,304	82,244,997	
系統外預金	15	768	
(3) 有価証券	5,407,685	5,232,417	
国債	3,716,255	3,989,147	
地方債	1,532,490	1,104,470	
政府保証債	158,940	138,800	
(4) 貸出金	19,538,608	20,679,503	
(5) その他の信用事業資産	513,710	593,419	
未収収益	497,525	577,492	
その他の資産	16,185	15,926	
2.共済事業資産	3,431	3,312	
(1) その他の共済事業資産	3,431	3,312	
3.経済事業資産	33,946	32,192	
(1) 経済事業未収金	14,956	11,143	
(2) 棚卸資産	18,990	21,049	
購入品	11,329	9,681	
販売品	7,661	11,367	
4.雑資産	99,328	91,844	
(1) 雑資産	99,328	91,844	
5.固定資産	1,817,434	1,790,913	
(1) 有形固定資産	1,815,449	1,788,928	
建物	1,151,910	1,156,079	
機械装置	50,673	51,385	
土地	1,276,007	1,276,007	
リース資産	41,388	41,388	
建設仮勘定	8,451	—	
その他の有形固定資産	223,671	239,212	
減価償却累計額	△936,654	△975,146	
(2) 無形固定資産	1,984	1,984	
6.外部出資	4,100,110	4,100,110	
系統出資	4,013,820	4,013,820	
系統外出資	86,290	86,290	
7.繰延税金資産	77,143	81,493	
資産合計	115,990,046	115,081,522	

(単位：千円)

負債及び純資産		
科 目	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	令和7年度 (令和8年3月31日現在)
1.信用事業負債	110,416,270	109,866,481
(1) 貯 金	109,123,676	109,193,476
(2) 借 入 金	900,000	300,000
(3) その他の信用事業負債	388,529	368,915
未 払 費 用	37,508	97,444
そ の 他 の 負 債 金	351,020	271,470
(4) 睡眠貯金払戻引当金	4,065	4,090
2.共済事業負債	178,583	176,911
(1) 共 済 資 金	67,808	61,917
(2) 未経過共済付加収入	110,124	112,914
(3) 共 済 未 払 費 用	192	282
(4) その他の共済事業負債	458	1,797
3.経済事業負債	18,013	14,406
(1) 経済事業未払金	18,013	14,406
4.雑 負 債	220,198	218,142
(1) 未 払 法 人 税 等	30,783	22,690
(2) リ ー ス 債 務	4,323	1,724
(3) 資 産 除 去 債 務	5,604	5,669
(4) その他の雑負債	179,487	188,058
5.諸 引 当 金	249,562	261,799
(1) 賞 与 引 当 金	27,148	28,678
(2) 退職給付引当金	140,889	152,879
(3) 役員退職慰労引当金	32,405	37,730
(4) 特例業務負担引当金	49,120	42,511
6.再評価に係る繰延税金負債	297,344	297,344
負債合計	111,379,973	110,835,086
1.組 合 員 資 本	4,967,546	5,076,922
(1) 出 資 金	648,666	643,106
(2) 資 本 準 備 金	761,893	761,893
(3) 利 益 剰 余 金	3,560,925	3,676,747
利 益 準 備 金	1,457,000	1,457,000
そ の 他 利 益 剰 余 金	2,103,925	2,219,747
信用事業基盤強化積立金	200,000	200,000
施設整備積立金	175,220	176,840
農業経営受委託事業積立金	13,880	13,880
記念事業積立金	24,191	29,191
営農関連事業費用等積立金	—	4,040
特 別 積 立 金	760,000	760,000
当 期 未 処 分 剰 余 金	930,633	1,035,795
(うち当期剰余金)	(163,688)	(131,936)
(4) 処 分 未 済 持 分	△3,938	△4,824
2.評 価 ・ 換 算 差 額 等	△357,472	△830,486
(1) その他の有価証券評価差額金	△1,071,138	△1,544,152
(2) 土地再評価差額金	713,665	713,665
純 資 産 合 計	4,610,073	4,246,435
負債及び純資産合計	115,990,046	115,081,522

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目		令和6年度 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)	令和7年度 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
1. 事業	総利益	1,046,384	1,006,840
事業	収益	1,315,030	1,525,468
事業	費用	268,646	518,627
(1) 信用事業	収益	846,768	1,034,561
	資金運用収益	794,651	994,851
	(うち預金利息)	(487,694)	(618,283)
	(うち有価証券利息)	(53,045)	(61,322)
	(うち貸出金利息)	(223,477)	(285,089)
	(うちその他受入利息)	(30,433)	(30,154)
	役務取引等収益	20,425	21,853
	その他経常収益	31,692	17,857
(2) 信用事業	費用	115,047	354,518
	資金調達費用	66,562	205,063
	(うち貯金利息)	(63,504)	(200,637)
	(うち給付補填備金繰入)	(1,508)	(2,707)
	(うちその他支払利息)	(1,549)	(1,719)
	役務取引等費用	3,806	3,827
	その他事業直接費用	—	100,280
	その他経常費用	44,678	45,347
	(うち睡眠貯金払戻引当金繰入額)	(2,398)	(40)
信用事業	総利益	731,721	680,042
(3) 共済事業	収益	264,124	268,557
	共済付加収入	239,851	241,192
	その他の収益	24,273	27,365
(4) 共済事業	費用	2,733	2,694
	共済推進費用	460	595
	共済保全費用	169	173
	その他の費用	2,103	1,926
共済事業	総利益	261,391	265,863
(5) 購買事業	収益	150,311	155,704
	購買品供給高料	125,778	141,313
	購買手数料	6,791	4,291
	その他の収益	17,742	10,100
(6) 購買事業	費用	107,073	109,725
	購買品供給原価	101,708	106,120
	購買品供給費用	629	346
	その他の費用	4,736	3,258
購買事業	総利益	43,237	45,978
(7) 販売事業	収益	26,525	34,405
	販売品販売高料	26,523	33,786
	販売手数料	—	109
	その他の収益	1	509
(8) 販売事業	費用	22,226	28,034
	販売品販売原価	21,736	27,582
	その他の費用	489	452
販売事業	総利益	4,298	6,370
(9) 利用事業	収益	13,438	15,051
	農作業受託手数料	6,901	7,596
	精米手数料	6,533	7,454
	その他の収益	3	—
(10) 利用事業	費用	1,885	3,484
	稲刈り関係費用	396	1,196
	水稻育苗関連費用	529	404
	その他の費用	959	1,883
利用事業	総利益	11,552	11,566

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)	令和7年度 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
(11) 宅 地 等 供 給 事 業 収 益	12,836	16,186
宅 地 等 供 給 手 数 料	6,105	6,653
宅 地 等 供 給 雑 収 入	6,731	9,532
(12) 宅 地 等 供 給 事 業 費 用	327	465
宅 地 等 供 給 雑 費	327	465
宅 地 等 供 給 事 業 総 利 益	12,508	15,720
(13) 指 導 事 業 収 入	1,025	1,001
実 費 収 入	44	43
そ の 他 の 収 益	981	957
(14) 指 導 事 業 支 出	19,351	19,703
営 農 改 善 費	10,905	10,610
生 活 改 善 費	3,527	3,400
教 育 情 報 費	4,918	5,692
指 導 事 業 収 支 差 額	△18,325	△18,701
2. 事 業 管 理 費	897,237	911,162
(1) 人 件 費	622,487	635,120
(2) 業 務 費	112,995	115,289
(3) 諸 税 負 担 金	34,929	36,379
(4) 施 設 費	117,043	115,997
(5) そ の 他 事 業 管 理 費	9,781	8,375
事 業 利 益	149,146	95,678
3. 事 業 外 収 益	70,900	74,980
(1) 受 取 雑 利 息	39	51
(2) 受 取 出 資 配 当 金	67,526	67,526
(3) 貸 貸 料	144	144
(4) 特 例 業 務 負 担 引 当 金 戻 入	1,426	—
(5) 雑 収 入	1,762	7,258
4. 事 業 外 費 用	4,358	5,091
(1) 支 払 雑 利 息	2,748	2,762
(2) 寄 付 金	10	10
(3) 雑 損 失	1,600	2,319
経 常 利 益	215,688	165,567
5. 特 別 利 益	—	24
(1) 受 取 共 済 金	—	24
6. 特 別 損 失	5,772	1,526
(1) 固 定 資 産 処 分 損 失	3,488	—
(2) 減 損 損 失	2,283	1,526
税 引 前 当 期 利 益	209,915	164,065
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	44,571	36,479
法 人 税 等 調 整 額	1,655	△4,349
法 人 税 等 合 計	46,227	32,129
当 期 剰 余 金	163,688	131,936
当 期 首 繰 越 剰 余 金	731,632	875,519
記 念 事 業 積 立 金 取 崩 額	5,102	—
営 農 関 連 事 業 費 用 等 積 立 金 取 崩 額	—	5,960
施 設 整 備 積 立 金 取 崩 額	24,100	22,380
農 業 経 営 受 委 託 事 業 積 立 金 取 崩 額	6,110	—
当 期 未 処 分 剰 余 金	930,633	1,035,795

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)	令和7年度 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	209,915	164,065
減価償却費	48,643	48,782
減損損失	2,283	1,526
資産除去債務関係損益(△は益)	△2908	125
睡眠貯金払戻引当金の増減額(△は減少)	566	25
賞与引当金の増減額(△は減少)	484	1,529
退職給付引当金の増減額(△は減少)	7,262	11,990
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	5,887	5,325
特例業務負担引当金の増減額(△は減少)	△7,980	△6,608
未払金(解体費用)の増減額(△は減少)	△11,700	—
信用事業資金運用収益	△793,551	△993,365
信用事業資金調達費用	66,562	205,063
受取雑利息及び受取出資配当金	△67,566	△67,578
支払雑利息	△2,748	2,762
有価証券関係損益(△は益)	△1,100	98,794
固定資産処分関係損益(△は益)	3,488	989
その他	△1	—
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減(△は増加)	△281,518	△1,140,894
預金の純増減(△は増加)	1,100,000	1,300,000
貯金の純増減(△は減少)	710,601	69,799
信用事業借入金の純増減(△は減少)	△400,000	△600,000
その他の信用事業資産の純増減(△は増加)	6,388	258
その他の信用事業負債の純増減(△は減少)	226,265	△83,725
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減(△は減少)	2,934	△5,890
未経過共済付加収入の純増減(△は減少)	△3,608	2,789
共済未払費用の純増減(△は減少)	△32	90
その他の共済事業資産の純増減(△は増加)	223	118
その他の共済事業負債の純増減(△は減少)	△64	1,339
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減(△は増加)	△2,535	3,812
棚卸資産の純増減(△は増加)	△2,353	△2,058
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△は減少)	4,977	△3,606
(その他の資産及び負債の純増減)		
その他の資産の純増減(△は増加)	8,910	8,842
その他の負債の純増減(△は減少)	△17,149	10,968
信用事業資金運用による収入	787,782	913,398
信用事業資金調達による支出	△50,674	△144,724
小 計	1,553,181	△196,054

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)	令和7年度 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
雑利息及び出資配当金の受取額	67,567	67,577
雑利息の支払額	△2,742	△2,745
法人税等の支払額	△38,835	△44,571
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,579,170	△175,794
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△894,005	△696,253
有価証券の売却による収入	—	99,720
有価証券の償還による収入	—	199,992
固定資産の取得による支出	△51,775	△24,896
固定資産の処分等による支出	△2,157	—
固定資産の売却による収入	—	120
資産除去債務の履行による支出	—	△60
投資活動によるキャッシュ・フロー	△947,938	△421,377
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済等による支出	△7,237	△2,599
出資の払戻しによる支出	△4,342	△3,904
持分の取得による支出	△1,514	△3,310
持分の譲渡による収入	424	768
出資配当金の支払額	△16,234	△16,114
財務活動によるキャッシュ・フロー	△28,903	△25,159
4. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	602,329	△622,331
5. 現金及び現金同等物の期首残高	796,318	1,398,647
6. 現金及び現金同等物の期末残高	1,398,647	776,315

4. 注記表

令和6年度	令和7年度
I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券：償却原価法(定額法) (2) その他有価証券 ①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 購買品及び販売品：総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法） 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。 (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産） リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当要領により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。なお、貸倒引当金はありません。 すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署（審査課）が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署（監査室）が査定結果を監査しています。 (2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち	I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券：償却原価法(定額法) (2) その他有価証券 ①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 購買品及び販売品：総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法） 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。 (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産） リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当要領により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。なお、貸倒引当金はありません。 すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署（審査課）が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署（監査室）が査定結果を監査しています。 (2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち

令和6年度	令和7年度
ち当事業年度負担分を計上しています。 (3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額及び直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。 (5) 特例業務負担引当金 農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。 (6) 睡眠貯金払戻引当金 利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。 5. 収益及び費用の計上基準 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。 ①購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ②販売事業 組合員等が生産した農産物等を当組合が集荷して、業者・消費者等に販売する事業であり、当組合は業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ③利用事業、宅地等供給事業、指導事業 当組合は利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡し又は役務（サービス）を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡し又は役務の提供が完了する（サービスの提供）時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については、「0」で表示しています。	ち当事業年度負担分を計上しています。 (3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額及び直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。 (5) 特例業務負担引当金 農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。 (6) 睡眠貯金払戻引当金 利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。 5. 収益及び費用の計上基準 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。 ①購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ②販売事業 組合員等が生産した農産物等を当組合が集荷して、業者・消費者等に販売する事業であり、当組合は業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ③利用事業、宅地等供給事業、指導事業 当組合は利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡し又は役務（サービス）を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡し又は役務の提供が完了する（サービスの提供）時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については、「0」で表示しています。

令和6年度	令和7年度
8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。 また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 (2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。 II. 会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 77,852千円（繰延税金負債との相殺前） (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積額については、令和7年3月理事会付議の「税効果会計における将来課税所得の見積りについて」を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 2. 固定資産の減損 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 2,283千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る測定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年3月理事会付議の「税効果会計における将来課税所得の見積りについて」を基礎として算出しており、中期経営計画の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。	8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。 また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 (2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。 II. 会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 82,201千円（繰延税金負債との相殺前） (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積額については、令和8年3月理事会付議の「税効果会計における将来課税所得の見積りについて」を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 2. 固定資産の減損 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 1,526千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る測定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和8年3月理事会付議の「税効果会計における将来課税所得の見積りについて」を基礎として算出しており、中期経営計画の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

令和6年度	令和7年度
これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 3. 貸倒引当金 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 一千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ①算定方法 「Ⅰ.重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。 ②主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。 ③翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。 Ⅲ. 貸借対照表に関する注記 1. 資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は414千円であり、その内訳は、次のとおりです。 機械装置 314千円 車両運搬具 100千円 2. 担保に供している資産 為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金2,000,000千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。 3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務 理事・監事に対する金銭債権の総額 45,759千円 理事・監事に対する金銭債務の総額 一千円 4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は該当ありません。危険債権額は33,794千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。 債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額は該当ありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。	これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 3. 貸倒引当金 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 一千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ①算定方法 「Ⅰ.重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。 ②主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。 ③翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。 Ⅲ. 貸借対照表に関する注記 1. 資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は414千円であり、その内訳は、次のとおりです。 機械装置 314千円 車両運搬具 100千円 2. 担保に供している資産 為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金2,000,000千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。 3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務 理事・監事に対する金銭債権の総額 37,031千円 理事・監事に対する金銭債務の総額 一千円 4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は該当ありません。危険債権額は30,051千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。 債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額は該当ありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

令和6年度	令和7年度																
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は33,794千円です。	また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は30,051千円です。																
5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価	5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価																
「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 ●再評価を行った年月日 平成11年3月31日 ●再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 438,863千円 ●同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算出しました。	「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 ●再評価を行った年月日 平成11年3月31日 ●再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 447,471千円 ●同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算出しました。																
6. 当座貸越契約	6. 当座貸越契約																
当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、262,948千円です。 なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。	当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、276,489千円です。 なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。																
IV. 損益計算書に関する注記	IV. 損益計算書に関する注記																
1. 減損損失に関する注記	1. 減損損失に関する注記																
(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要 事業用資産については、継続的な収支の把握を行っている管理会計上の最小区分である店舗単位でグルーピングを行っています。遊休資産等については、各資産単位でグルーピングを行っています。また、本店については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としています。 当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。	(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要 事業用資産については、継続的な収支の把握を行っている管理会計上の最小区分である店舗単位でグルーピングを行っています。遊休資産等については、各資産単位でグルーピングを行っています。また、本店については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としています。 当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。																
<table><tr><th>場 所</th><th>用 途</th><th>種 類</th><th>そ の 他</th></tr><tr><td>営農経済センター</td><td>事 務 所</td><td>機械装置</td><td>事 業 用 資 産</td></tr></table>	場 所	用 途	種 類	そ の 他	営農経済センター	事 務 所	機械装置	事 業 用 資 産	<table><tr><th>場 所</th><th>用 途</th><th>種 類</th><th>そ の 他</th></tr><tr><td>営農経済センター</td><td>事 務 所</td><td>機械装置</td><td>事 業 用 資 産</td></tr></table>	場 所	用 途	種 類	そ の 他	営農経済センター	事 務 所	機械装置	事 業 用 資 産
場 所	用 途	種 類	そ の 他														
営農経済センター	事 務 所	機械装置	事 業 用 資 産														
場 所	用 途	種 類	そ の 他														
営農経済センター	事 務 所	機械装置	事 業 用 資 産														

令和6年度	令和7年度
(2) 減損損失の認識に至った経緯 事業用資産については、キャッシュ・フローが継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。 (3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳 営農経済センター 2,283千円（機械装置 2,283千円） (4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は正味売却価額を使用しています。なお、正味売却価額については、主に不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額を基礎として算定しています。 V. 金融商品に関する注記 1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券の有価証券による運用を行っています。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 当事業年度末における貸出金のうち、39.39%は建設・不動産業に対するものであり、当該建設・不動産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。 また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。 借入金は、資金調達等を目的とした大阪府信用農業協同組合連合会からの借入金です。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に企画総務部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ②市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分	(2) 減損損失の認識に至った経緯 事業用資産については、キャッシュ・フローが継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。 (3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳 営農経済センター 1,526千円（機械装置 1,526千円） (4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は正味売却価額を使用しています。なお、正味売却価額については、主に不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額を基礎として算定しています。 V. 金融商品に関する注記 1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券の有価証券による運用を行っています。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 当事業年度末における貸出金のうち、36.33%は建設・不動産業に対するものであり、当該建設・不動産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。 また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。 借入金は、資金調達等を目的とした大阪府信用農業協同組合連合会からの借入金です。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に企画総務部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ②市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分

令和6年度	令和7年度
析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基き、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 (市場リスクに係る定量的情報) 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.74%上昇したものと想定した場合には、経済価値が248,700千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 ③資金調達に係る流動性リスクの管理 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基き、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 (市場リスクに係る定量的情報) 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.45%上昇したものと想定した場合には、経済価値が79,200千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 ③資金調達に係る流動性リスクの管理 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

令和6年度			
2. 金融商品の時価等に関する事項			
(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等			
当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。			
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。			
(単位：千円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	84,071,320	83,885,750	△185,569
有 価 証 券			
満期保有目的の債券	595,835	569,210	△26,625
その他有価証券	4,811,850	4,811,850	—
貸 出 金	19,538,608	19,449,269	△89,339
資 産 計	109,017,614	108,716,079	△301,534
貯 金	109,123,676	108,877,370	△246,305
借 入 金	900,000	895,637	△4,362
負 債 計	110,023,676	109,773,008	△250,667
(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明			
【資産】			
①預金			
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。			
②有価証券			
国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や政保債については、公表された相場価格を用いています。			
③貸出金			
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。			
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。			
【負債】			
①貯金			
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。			
②借入金			
借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。			

令和7年度			
2. 金融商品の時価等に関する事項			
(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等			
当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。			
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。			
(単位：千円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	82,245,765	82,003,756	△242,009
有 価 証 券			
満期保有目的の債券	1,292,647	1,184,490	△108,157
その他有価証券	3,939,770	3,939,770	—
貸 出 金	20,679,503	20,508,389	△171,113
資 産 計	108,157,686	107,636,406	△521,280
貯 金	109,193,476	108,859,157	△334,318
借 入 金	300,000	299,568	△431
負 債 計	109,493,476	109,158,725	△334,750
(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明			
【資産】			
①預金			
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。			
②有価証券			
国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や政府保証債については、公表された相場価格を用いています。			
③貸出金			
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。			
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。			
【負債】			
①貯金			
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。			
②借入金			
借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。			

令和6年度

- (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資	4,100,110

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	84,071,320	—	—	—	—	—
有 価 証 券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	600,000
その他有価証券のうち満期があるもの	200,000	—	200,000	—	300,000	5,200,000
貸出金(※1)	1,313,060	1,192,425	1,154,310	1,093,328	1,033,696	13,751,787
合 計	85,584,380	1,192,425	1,354,310	1,093,328	1,333,696	19,551,787

(※1) 貸出金のうち、当座貸越81,507千円については「1年以内」に含めています。

- (5) 借入金及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	103,713,152	1,644,661	2,934,131	513,731	316,953	1,045
借 入 金	600,000	300,000	—	—	—	—
合 計	104,313,152	1,944,661	2,934,131	513,731	316,953	1,045

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

- ① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額(※)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債 券		
	国 債	—	—
	小 計	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債 券		
	国 債	595,835	569,210 △26,625
	小 計	595,835	569,210 △26,625
合 計		595,835	569,210 △26,625

令和7年度

- (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資	4,100,110

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	82,245,765	—	—	—	—	—
有 価 証 券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	100,000	1,200,000
その他有価証券のうち満期があるもの	—	200,000	—	300,000	—	5,000,000
貸出金(※1)	1,316,614	1,208,165	1,161,205	1,107,549	1,028,402	14,857,565
合 計	83,562,380	1,408,165	1,161,205	1,407,549	1,128,402	21,057,565

(※1) 貸出金のうち、当座貸越83,492千円については「1年以内」に含めています。

- (5) 借入金及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	104,106,503	2,841,143	1,416,687	498,649	326,862	3,629
借 入 金	300,000	—	—	—	—	—
合 計	104,406,503	2,841,143	1,416,687	498,649	326,862	3,629

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

- ① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債 券		
	国 債	—	—
	小 計	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債 券		
	国 債	1,292,647	1,184,490 △108,157
	小 計	1,292,647	1,184,490 △108,157
合 計	1,292,647	1,184,490	△108,157

令和6年度

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。
(単位：千円)

種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額(※)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債 券		
	国 債	—	—
	地 方 債	399,968	401,920
	政 保 債	—	—
小 計	399,968	401,920	1,951
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債 券		
	国 債	3,883,036	3,120,420
	地 方 債	1,399,982	1,130,570
	政 保 債	200,000	158,940
小 計	5,483,019	4,409,930	△1,073,089
合 計	5,882,988	4,811,850	△1,071,138

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度も併せて採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額及び直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	133,627千円
退職給付費用	31,722千円
退職給付の支払額	△4,648千円
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出額	
	△19,812千円
期末における退職給付引当金	140,889千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	751,734千円
確定給付企業年金制度	△610,845千円
未積立退職給付債務	140,889千円
貸借対照表計上額純額	140,889千円
退職給付引当金	140,889千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	31,722千円
退職給付費用	31,722千円

令和7年度

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。
(単位：千円)

種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額(※)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債 券		
	国 債	—	—
	地 方 債	—	—
	政府保証債	—	—
小 計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債 券		
	国 債	3,883,950	2,696,500
	地 方 債	1,399,971	1,104,470
	政府保証債	200,000	138,800
小 計	5,483,922	3,939,770	△1,544,152
合 計	5,483,922	3,939,770	△1,544,152

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売 却 額	売 却 損
債 券		
地 方 債	99,720	100,280
合 計	99,720	100,280

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度も併せて採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額及び直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	140,889千円
退職給付費用	32,846千円
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出額	
	△20,855千円
期末における退職給付引当金	152,879千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	780,831千円
確定給付企業年金制度	△627,951千円
未積立退職給付債務	152,879千円
貸借対照表計上額純額	152,879千円
退職給付引当金	152,879千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	32,846千円
退職給付費用	32,846千円

令和6年度	令和7年度																																																																																																																				
(5) 退職給付債務等の計算基礎に関する事項 当組合は退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用していますので、基礎率等については記載していません。 2. 特例業務負担金の将来見込額 人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金6,553千円を含めて計上していますが、損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額6,553千円と相殺して表示しています。 なお、組合が翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。 Ⅷ. 税効果会計に関する注記 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 （繰延税金資産） <table> <tr><td>賞与引当金</td><td>7,579千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>40,336千円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>9,275千円</td></tr> <tr><td>特例業務負担引当金</td><td>14,013千円</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td>1,604千円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>2,881千円</td></tr> <tr><td>助成金</td><td>3,561千円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>16,620千円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>306,666千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3,747千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>406,287千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△328,435千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計 (A)</td><td>77,852千円</td></tr> </table> （繰延税金負債） <table> <tr><td>資産除去費用の資産計上額</td><td>△0千円</td></tr> <tr><td>外部出資</td><td>△707千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計 (B)</td><td>△708千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額 (A)+(B)</td><td>77,143千円</td></tr> </table> （再評価繰延税金資産） <table> <tr><td>土地再評価差損</td><td>7,892千円</td></tr> <tr><td>再評価繰延税金資産小計</td><td>7,892千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△7,892千円</td></tr> <tr><td>再評価繰延税金資産合計 (A)</td><td>－千円</td></tr> </table> （再評価繰延税金負債） <table> <tr><td>土地再評価差益</td><td>△297,344千円</td></tr> <tr><td>再評価繰延税金負債合計 (B)</td><td>△297,344千円</td></tr> <tr><td>再評価繰延税金負債の純額 (A)+(B)</td><td>△297,344千円</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 <table> <tr><td>法定実効税率</td><td>27.92%</td></tr> <tr><td>（調整）</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.91%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△4.49%</td></tr> <tr><td>法人税軽減税率</td><td>△0.18%</td></tr> </table>	賞与引当金	7,579千円	退職給付引当金	40,336千円	役員退職慰労引当金	9,275千円	特例業務負担引当金	14,013千円	資産除去債務	1,604千円	未払事業税	2,881千円	助成金	3,561千円	減損損失	16,620千円	その他有価証券評価差額金	306,666千円	その他	3,747千円	繰延税金資産小計	406,287千円	評価性引当額	△328,435千円	繰延税金資産合計 (A)	77,852千円	資産除去費用の資産計上額	△0千円	外部出資	△707千円	繰延税金負債合計 (B)	△708千円	繰延税金資産の純額 (A)+(B)	77,143千円	土地再評価差損	7,892千円	再評価繰延税金資産小計	7,892千円	評価性引当額	△7,892千円	再評価繰延税金資産合計 (A)	－千円	土地再評価差益	△297,344千円	再評価繰延税金負債合計 (B)	△297,344千円	再評価繰延税金負債の純額 (A)+(B)	△297,344千円	法定実効税率	27.92%	（調整）		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.91%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.49%	法人税軽減税率	△0.18%	(5) 退職給付債務等の計算基礎に関する事項 当組合は退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用していますので、基礎率等については記載していません。 2. 特例業務負担金の将来見込額 人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金6,621千円を含めて計上していますが、損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額6,621千円と相殺して表示しています。 なお、組合が翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。 Ⅷ. 税効果会計に関する注記 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 （繰延税金資産） <table> <tr><td>賞与引当金</td><td>8,210千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>43,769千円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>10,802千円</td></tr> <tr><td>特例業務負担引当金</td><td>12,171千円</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td>1,623千円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>2,649千円</td></tr> <tr><td>助成金</td><td>3,484千円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>14,720千円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>442,090千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4,863千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>544,385千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△462,183千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計 (A)</td><td>82,201千円</td></tr> </table> （繰延税金負債） <table> <tr><td>資産除去費用の資産計上額</td><td>△0千円</td></tr> <tr><td>外部出資</td><td>△707千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計 (B)</td><td>△708千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額 (A)+(B)</td><td>81,493千円</td></tr> </table> （再評価繰延税金資産） <table> <tr><td>土地再評価差損</td><td>7,892千円</td></tr> <tr><td>再評価繰延税金資産小計</td><td>7,892千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△7,892千円</td></tr> <tr><td>再評価繰延税金資産合計 (A)</td><td>－千円</td></tr> </table> （再評価繰延税金負債） <table> <tr><td>土地再評価差益</td><td>△297,344千円</td></tr> <tr><td>再評価繰延税金負債合計 (B)</td><td>△297,344千円</td></tr> <tr><td>再評価繰延税金負債の純額 (A)+(B)</td><td>△297,344千円</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 <table> <tr><td>法定実効税率</td><td>27.92%</td></tr> <tr><td>（調整）</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>1.07%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△5.75%</td></tr> <tr><td>法人税軽減税率</td><td>△0.24%</td></tr> </table>	賞与引当金	8,210千円	退職給付引当金	43,769千円	役員退職慰労引当金	10,802千円	特例業務負担引当金	12,171千円	資産除去債務	1,623千円	未払事業税	2,649千円	助成金	3,484千円	減損損失	14,720千円	その他有価証券評価差額金	442,090千円	その他	4,863千円	繰延税金資産小計	544,385千円	評価性引当額	△462,183千円	繰延税金資産合計 (A)	82,201千円	資産除去費用の資産計上額	△0千円	外部出資	△707千円	繰延税金負債合計 (B)	△708千円	繰延税金資産の純額 (A)+(B)	81,493千円	土地再評価差損	7,892千円	再評価繰延税金資産小計	7,892千円	評価性引当額	△7,892千円	再評価繰延税金資産合計 (A)	－千円	土地再評価差益	△297,344千円	再評価繰延税金負債合計 (B)	△297,344千円	再評価繰延税金負債の純額 (A)+(B)	△297,344千円	法定実効税率	27.92%	（調整）		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.07%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.75%	法人税軽減税率	△0.24%
賞与引当金	7,579千円																																																																																																																				
退職給付引当金	40,336千円																																																																																																																				
役員退職慰労引当金	9,275千円																																																																																																																				
特例業務負担引当金	14,013千円																																																																																																																				
資産除去債務	1,604千円																																																																																																																				
未払事業税	2,881千円																																																																																																																				
助成金	3,561千円																																																																																																																				
減損損失	16,620千円																																																																																																																				
その他有価証券評価差額金	306,666千円																																																																																																																				
その他	3,747千円																																																																																																																				
繰延税金資産小計	406,287千円																																																																																																																				
評価性引当額	△328,435千円																																																																																																																				
繰延税金資産合計 (A)	77,852千円																																																																																																																				
資産除去費用の資産計上額	△0千円																																																																																																																				
外部出資	△707千円																																																																																																																				
繰延税金負債合計 (B)	△708千円																																																																																																																				
繰延税金資産の純額 (A)+(B)	77,143千円																																																																																																																				
土地再評価差損	7,892千円																																																																																																																				
再評価繰延税金資産小計	7,892千円																																																																																																																				
評価性引当額	△7,892千円																																																																																																																				
再評価繰延税金資産合計 (A)	－千円																																																																																																																				
土地再評価差益	△297,344千円																																																																																																																				
再評価繰延税金負債合計 (B)	△297,344千円																																																																																																																				
再評価繰延税金負債の純額 (A)+(B)	△297,344千円																																																																																																																				
法定実効税率	27.92%																																																																																																																				
（調整）																																																																																																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.91%																																																																																																																				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.49%																																																																																																																				
法人税軽減税率	△0.18%																																																																																																																				
賞与引当金	8,210千円																																																																																																																				
退職給付引当金	43,769千円																																																																																																																				
役員退職慰労引当金	10,802千円																																																																																																																				
特例業務負担引当金	12,171千円																																																																																																																				
資産除去債務	1,623千円																																																																																																																				
未払事業税	2,649千円																																																																																																																				
助成金	3,484千円																																																																																																																				
減損損失	14,720千円																																																																																																																				
その他有価証券評価差額金	442,090千円																																																																																																																				
その他	4,863千円																																																																																																																				
繰延税金資産小計	544,385千円																																																																																																																				
評価性引当額	△462,183千円																																																																																																																				
繰延税金資産合計 (A)	82,201千円																																																																																																																				
資産除去費用の資産計上額	△0千円																																																																																																																				
外部出資	△707千円																																																																																																																				
繰延税金負債合計 (B)	△708千円																																																																																																																				
繰延税金資産の純額 (A)+(B)	81,493千円																																																																																																																				
土地再評価差損	7,892千円																																																																																																																				
再評価繰延税金資産小計	7,892千円																																																																																																																				
評価性引当額	△7,892千円																																																																																																																				
再評価繰延税金資産合計 (A)	－千円																																																																																																																				
土地再評価差益	△297,344千円																																																																																																																				
再評価繰延税金負債合計 (B)	△297,344千円																																																																																																																				
再評価繰延税金負債の純額 (A)+(B)	△297,344千円																																																																																																																				
法定実効税率	27.92%																																																																																																																				
（調整）																																																																																																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.07%																																																																																																																				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.75%																																																																																																																				
法人税軽減税率	△0.24%																																																																																																																				

令和6年度				令和7年度																			
住民税均等割等0.44% 中小企業投資促進税制の税額控除△0.36% 評価性引当額の増減△1.52% 税率変更等による影響△0.67% その他△0.03% 税効果会計適用後の法人税等の負担率22.02%				住民税均等割等0.57% 賃上げ促進税制等の税額控除△2.59% 評価性引当額の増減△1.02% その他△0.38% 税効果会計適用後の法人税等の負担率19.58%																			
3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額 「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.92%から28.63%に変更されました。 この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,411千円増加し、法人税等調整額は同額減少しています。また、再評価に係る繰延税金負債は7,373千円増加し、土地再評価差額は同額減少しています。																							
IX. 収益認識に関する注記 「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。				IX. 収益認識に関する注記 「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。																			
X. その他の注記 1. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記 (1) リース資産の内容及び減価償却の方法 ファイナンス・リース取引 ①所有権移転ファイナンス・リース取引 該当事項はありません。 ②所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 ・有形固定資産 主として、工具器具備品です。 リース資産の減価償却の方法 「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りです。 (2) オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。 (単位：千円) <table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1 年 超</td><td>合 計</td></tr><tr><td>未経過リース料</td><td>1,831</td><td>1,220</td><td>3,051</td></tr></table>					1年以内	1 年 超	合 計	未経過リース料	1,831	1,220	3,051	X. その他の注記 1. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記 (1) リース資産の内容及び減価償却の方法 ファイナンス・リース取引 ①所有権移転ファイナンス・リース取引 該当事項はありません。 ②所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 ・有形固定資産 主として、工具器具備品です。 リース資産の減価償却の方法 「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りです。 (2) オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。 (単位：千円) <table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1 年 超</td><td>合 計</td></tr><tr><td>未経過リース料</td><td>2,063</td><td>4,665</td><td>6,728</td></tr></table>					1年以内	1 年 超	合 計	未経過リース料	2,063	4,665	6,728
	1年以内	1 年 超	合 計																				
未経過リース料	1,831	1,220	3,051																				
	1年以内	1 年 超	合 計																				
未経過リース料	2,063	4,665	6,728																				
2. 資産除去債務に関する注記 (1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの ①当該資産除去債務の概要 当組合は、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の事務				2. 資産除去債務に関する注記 (1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの ①当該資産除去債務の概要 当組合は、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の事務																			

令和6年度	令和7年度																																																
所等について、賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関しても資産除去債務を計上しています。 ②当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間（主に31年）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り（主に2.281%）を採用しています。 ③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>当事業年度の期首残高</td><td>8,512千円</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td>93千円</td></tr> <tr> <td>資産除去債務の履行による減少額</td><td><u>△3,001千円</u></td></tr> <tr> <td>当事業年度の期末残高</td><td>5,604千円</td></tr> </table> (2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務 該当事項はありません。 XI. キャッシュ・フローに関する注記 1. 現金及び現金同等物の資金の範囲 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、当座預金、普通預金及び通知預金となっています。 2. 現金及び現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 <table> <tr> <td colspan="2">令和6年3月31日</td></tr> <tr> <td>現金・預金勘定</td><td>84,896,318千円</td></tr> <tr> <td>当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金</td><td><u>△84,100,000千円</u></td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td><u>796,318千円</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">令和7年3月31日</td></tr> <tr> <td>現金・預金勘定</td><td>84,398,647千円</td></tr> <tr> <td>当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金</td><td><u>△83,000,000千円</u></td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td><u>1,398,647千円</u></td></tr> </table>	当事業年度の期首残高	8,512千円	時の経過による調整額	93千円	資産除去債務の履行による減少額	<u>△3,001千円</u>	当事業年度の期末残高	5,604千円	令和6年3月31日		現金・預金勘定	84,896,318千円	当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	<u>△84,100,000千円</u>	現金及び現金同等物	<u>796,318千円</u>	令和7年3月31日		現金・預金勘定	84,398,647千円	当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	<u>△83,000,000千円</u>	現金及び現金同等物	<u>1,398,647千円</u>	所等について、賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関しても資産除去債務を計上しています。 ②当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間（主に31年）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り（主に2.281%）を採用しています。 ③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>当事業年度の期首残高</td><td>5,604千円</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td>95千円</td></tr> <tr> <td>資産除去債務の履行による減少額</td><td><u>△30千円</u></td></tr> <tr> <td>当事業年度の期末残高</td><td>5,669千円</td></tr> </table> (2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務 該当事項はありません。 XI. キャッシュ・フローに関する注記 1. 現金及び現金同等物の資金の範囲 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、当座預金、普通預金及び通知預金となっています。 2. 現金及び現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 <table> <tr> <td colspan="2">令和7年3月31日</td></tr> <tr> <td>現金・預金勘定</td><td>84,398,647千円</td></tr> <tr> <td>当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金</td><td><u>△83,000,000千円</u></td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td><u>1,398,647千円</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">令和8年3月31日</td></tr> <tr> <td>現金・預金勘定</td><td>82,476,315千円</td></tr> <tr> <td>当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金</td><td><u>△81,700,000千円</u></td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td><u>776,315千円</u></td></tr> </table>	当事業年度の期首残高	5,604千円	時の経過による調整額	95千円	資産除去債務の履行による減少額	<u>△30千円</u>	当事業年度の期末残高	5,669千円	令和7年3月31日		現金・預金勘定	84,398,647千円	当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	<u>△83,000,000千円</u>	現金及び現金同等物	<u>1,398,647千円</u>	令和8年3月31日		現金・預金勘定	82,476,315千円	当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	<u>△81,700,000千円</u>	現金及び現金同等物	<u>776,315千円</u>
当事業年度の期首残高	8,512千円																																																
時の経過による調整額	93千円																																																
資産除去債務の履行による減少額	<u>△3,001千円</u>																																																
当事業年度の期末残高	5,604千円																																																
令和6年3月31日																																																	
現金・預金勘定	84,896,318千円																																																
当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	<u>△84,100,000千円</u>																																																
現金及び現金同等物	<u>796,318千円</u>																																																
令和7年3月31日																																																	
現金・預金勘定	84,398,647千円																																																
当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	<u>△83,000,000千円</u>																																																
現金及び現金同等物	<u>1,398,647千円</u>																																																
当事業年度の期首残高	5,604千円																																																
時の経過による調整額	95千円																																																
資産除去債務の履行による減少額	<u>△30千円</u>																																																
当事業年度の期末残高	5,669千円																																																
令和7年3月31日																																																	
現金・預金勘定	84,398,647千円																																																
当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	<u>△83,000,000千円</u>																																																
現金及び現金同等物	<u>1,398,647千円</u>																																																
令和8年3月31日																																																	
現金・預金勘定	82,476,315千円																																																
当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	<u>△81,700,000千円</u>																																																
現金及び現金同等物	<u>776,315千円</u>																																																

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

項 目	令和6年度 総代会承認日 令和7年6月21日	令和7年度 総代会承認日 令和8年6月20日
当 期 未 処 分 剰 余 金	930,633	1,035,795
任 意 積 立 金 取 崩 額	—	13,880
農 業 経 営 受 委 託 事 業 積 立 金	—	13,880
剰 余 金 処 分 額	55,114	152,828
(1) 利 益 準 備 金	—	—
(2) 任 意 積 立 金	39,000	136,880
施 設 整 備 積 立 金	24,000	100,000
農 業 経 営 受 委 託 事 業 積 立 金	—	23,000
記 念 事 業 積 立 金	5,000	—
営 農 関 連 事 業 費 用 等 積 立 金	10,000	13,880
(3) 出 資 配 当 金	16,114	15,948
(出資配当率)	(2.5%)	(2.5%)
次 期 繰 越 剰 余 金	875,519	896,847

(注) 1. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

種 類	信 用 事 業 基盤強化積立金	施設整備積立金	記念事業積立金	営農関連事業 費用等積立金
積 立 目 的	金融自由化対応資金	施設整備に対処 するための資金	記念事業	営農関連事業に 係る費用等
積立目標額	300,000,000円	200,000,000円	30,000,000円	30,000,000円
積 立 基 準	貯金・定期積金の 1,000分の6相当額	施設取得価格の 90%相当額	記念事業に係る資金	営農関連事業の 費用等への資金
取 崩 基 準	信用事業の基盤に重 大な影響があるとい う事実が発生した場 合に、その減少額等 相当額を取り崩す	当該年度の費用相当 分を参酌の上、その 費用相当分を計画的 に取り崩す	記念事業を行った日 の属する決算で、当 該年度の費用相当分 を参酌の上その費用 相当分を取り崩す (法人税含む)	営農関連事業にかか った臨時的またはそれ に準ずる要因の費用 等相当分を取り崩す
当期積立額	100,000,000円	23,000,000円	—	13,880,000円
当期積立累 計 額	300,000,000円	199,840,783円	29,191,000円	17,920,000円

2. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和6年度 10,000千円

令和7年度 10,000千円

6. 部門別損益計算書（令和6年度）

（単位：千円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	1,315,030	846,768	264,124	102,386	101,649	103	
事業費用②	268,646	115,047	2,733	77,911	71,020	1,935	
事業総利益(①－②)③	1,046,384	731,721	261,391	24,475	30,629	△1,832	
事業管理費④	897,237	490,665	209,872	100,217	93,513	2,970	
（うち減価償却費）⑤	(48,643)	(29,400)	(11,407)	(3,925)	(3,843)	(68)	
（うち人件費）⑤'	(622,487)	(324,607)	(145,443)	(78,044)	(71,807)	(2,586)	
※うち共通管理費⑥		278,216	107,945	37,148	36,365	644	△460,318
（うち減価償却費）⑦		(29,400)	(11,407)	(3,925)	(3,843)	(68)	(△48,643)
（うち人件費）⑦'		(112,158)	(43,516)	(14,975)	(14,659)	(260)	(△185,568)
事業利益(③－④)⑧	149,146	241,056	51,519	△75,742	△62,885	△4,802	
事業外収益⑨	70,900	42,852	16,626	5,722	5,601	99	
※うち共通分⑩		42,852	16,626	5,722	5,601	99	△70,900
事業外費用⑪	4,358	2,634	1,022	351	345	6	
※うち共通分⑫		2,634	1,022	351	345	6	△4,358
経常利益(⑧+⑨－⑪)⑬	215,688	281,274	67,123	△70,371	△57,629	△4,709	
特別利益⑭	—	—	—	—	—	—	
※うち共通分⑮		—	—	—	—	—	—
特別損失⑯	5,772	3,489	1,354	465	456	8	
※うち共通分⑰		3,489	1,354	465	456	8	△5,772
税引前当期利益(⑬+⑭－⑯)⑱	209,915	277,785	65,769	△70,837	△58,085	△4,717	
営農指導事業分配賦額⑲		2,127	1,063	526	1,001	△4,717	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益(⑱－⑲)⑳	209,915	275,658	64,706	△71,363	△59,086		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分です。

【部門別損益計算書 注記】

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等 （職員数割＋事業総利益割＋人件費を除いた事業管理費割）の平均値
- (2) 営農指導事業 （均等割＋事業総利益割）の平均値

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

（単位：％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	60.44	23.45	8.07	7.90	0.14	100.00
営農指導事業	45.04	22.54	11.18	21.24		100.00

（参考）部門別の資産

（単位：千円）

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	115,990,046	110,912,350	406,429	172,477	122,601	8,003	4,368,185
総資産(共通資産配分後)※	115,990,046	113,583,021	1,426,446	525,435	441,922	13,223	
（うち固定資産）	1,817,434	1,111,179	424,371	155,036	118,391	8,457	

※共通資産の他部門への配賦基準。

部門別損益計算書（令和7年度）

（単位：千円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	1,525,468	1,034,562	268,557	112,717	109,532	100	
事業費用②	518,627	354,519	2,694	87,567	71,877	1,970	
事業総利益(①－②)③	1,006,840	680,043	265,863	25,150	37,654	△1,870	
事業管理費④	911,162	506,976	212,356	101,053	87,824	2,953	
(うち減価償却費)⑤	(48,782)	(29,279)	(11,737)	(3,947)	(3,751)	(68)	
(うち人件費)⑤'	(635,120)	(341,297)	(145,940)	(78,721)	(66,596)	(2,566)	
※うち共通管理費⑥		280,269	112,351	37,777	35,910	654	△466,961
(うち減価償却費)⑦		(29,279)	(11,737)	(3,947)	(3,751)	(68)	(△48,782)
(うち人件費)⑦'		(114,590)	(45,935)	(15,445)	(14,681)	(267)	(△190,918)
事業利益(③－④)⑧	95,678	173,067	53,507	△75,903	△50,170	△4,823	
事業外収益⑨	74,980	45,003	18,040	6,066	5,766	105	
※うち共通分⑩		45,003	18,040	6,066	5,766	105	△74,980
事業外費用⑪	5,091	3,056	1,225	412	391	7	
※うち共通分⑫		3,056	1,225	412	391	7	△5,091
経常利益(⑧＋⑨－⑪)⑬	165,567	215,014	70,322	△70,249	△44,795	△4,725	
特別利益⑭	24	15	6	2	1	0	
※うち共通分⑮		15	6	2	1	0	△24
特別損失⑯	1,526	916	367	123	118	2	
※うち共通分⑰		916	367	123	118	2	△1,526
税引前当期利益(⑬＋⑭－⑯)⑱	164,065	214,113	69,961	△70,370	△44,912	△4,727	
営農指導事業分配賦額⑲		2,056	1,109	533	1,029	△4,727	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益(⑱－⑲)⑳	164,065	212,057	68,852	△70,903	△45,941		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分です。

【部門別損益計算書 注記】

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等 （職員数割＋事業総利益割＋人件費を除いた事業管理費割）の平均値
 (2) 営農指導事業 （均等割＋事業総利益割）の平均値

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

（単位：％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	60.02	24.06	8.09	7.69	0.14	100.00
営農指導事業	43.49	23.46	11.29	21.76		100.00

（参考）部門別の資産

（単位：千円）

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	115,081,522	110,043,598	403,246	171,126	121,641	7,941	4,333,970
総資産(共通資産配分後)※	115,081,522	112,693,350	1,415,273	521,319	438,461	13,119	
(うち固定資産)	1,790,913	1,094,964	418,178	152,774	116,664	8,333	

※共通資産の他部門への配賦基準。

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」（平成17年10月14日付金監第2835号・17経営第3991号）に基づく、当JAの財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する代表者の確認書は以下のとおりです。

確認書

- 1 私は、当JAの令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において農協法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年7月1日

大阪東部農業協同組合

代表理事組合長 戸野谷 益之

8. 会計監査人の監査

令和7年度等の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	1,196,335	1,244,600	1,273,355	1,315,030	1,525,468
信用事業収益	724,074	784,003	807,260	846,768	1,034,561
共済事業収益	268,277	257,427	260,493	264,124	268,557
農業関連事業収益	105,246	112,847	113,310	102,386	112,717
その他事業収益	98,738	90,322	92,292	102,752	109,632
経 常 利 益	131,161	190,474	209,034	215,688	165,567
当 期 剰 余 金	83,335	125,267	129,096	163,688	131,936
出 資 金	671,665	662,579	655,290	648,666	643,106
(出 資 口 数)	(671,665)	(662,579)	(655,290)	(648,666)	(643,106)
純 資 産 額	5,245,192	5,130,881	4,983,285	4,610,073	4,246,435
総 資 産 額	113,482,668	114,491,636	115,828,446	115,990,046	115,081,522
貯 金 等 残 高	105,632,359	106,591,104	108,413,075	109,123,676	109,193,476
貸 出 金 残 高	17,751,149	18,739,639	19,257,089	19,538,608	20,679,503
有 価 証 券 残 高	3,999,040	4,482,770	5,020,440	5,407,685	5,232,417
剰 余 金 配 当 金 額	16,643	16,399	16,234	16,114	15,948
出 資 配 当 の 額	16,643	16,399	16,234	16,234	15,948
事業分量配当の額	—	—	—	—	—
職 員 数	78	77	70	75	77
単 体 自 己 資 本 比 率	11.98%	12.10%	12.72%	14.30%	14.82%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：千円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
資 金 運 用 収 益	794,651	994,851	200,200
資 金 調 達 費 用	66,562	205,063	138,501
資 金 運 用 収 支	728,088	789,787	61,698
役 務 取 引 等 収 益	20,425	21,853	1,428
役 務 取 引 等 費 用	3,806	3,827	20
役 務 取 引 等 収 支	16,618	18,026	1,407
その他信用事業収益	31,692	17,857	△13,834
その他信用事業費用	44,678	145,627	100,949
その他信用事業収支	△12,985	△127,770	△114,784
信 用 事 業 粗 利 益	731,721	680,042	△51,678
(信用事業粗利益率)	0.68%	0.62%	△0.06%
共 済 事 業 粗 利 益	261,391	265,863	4,472
(共済事業粗利益率)	0.13%	0.12%	△0.01%
購 買 事 業 粗 利 益	43,237	45,978	2,741
(購買事業粗利益率)	21.20%	23.04%	1.84%
販 売 事 業 粗 利 益	4,298	6,370	2,071
(販売事業粗利益率)	19.13%	21.33%	—
総 粗 利 益	1,046,384	1,006,840	△39,543
(総粗利益率)	0.90%	0.86%	△0.04%
事 業 粗 利 益	1,092,210	1,069,066	△23,144
(事業粗利益率)	0.94%	0.91%	△0.03%
事 業 純 益	194,972	157,904	△37,068
実 質 事 業 純 益	194,972	157,904	△37,068
コ ア 事 業 純 益	194,972	258,184	63,211
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	194,972	258,184	63,211

- (注) 1. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷資金運用勘定平均残高×100
2. 共済事業粗利益率＝共済事業粗利益÷長期共済保有高×100
3. 購買事業粗利益率＝購買事業粗利益÷購買取扱高×100
4. 販売事業粗利益率＝販売事業粗利益÷販売取扱高×100
5. 総粗利益率＝総粗利益÷総資産平均残高×100
6. 事業粗利益率＝事業粗利益÷総資産平均残高×100

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円)

項 目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	109,233,529	794,651	0.72%	109,632,496	994,851	0.90%
うち 預 金	83,766,490	487,694	0.58%	82,872,072	618,283	0.74%
うち 有 価 証 券	6,248,299	53,045	0.84%	6,724,251	61,322	0.91%
うち 貸 出 金	19,218,739	223,477	1.16%	20,036,172	285,089	1.42%
資 金 調 達 勘 定	109,024,577	66,562	0.06%	109,257,836	205,063	0.18%
うち 貯金・定期積金	108,055,536	65,012	0.06%	108,781,124	203,344	0.18%
うち 借 入 金	969,041			476,712		
総 資 金 利 ざ や			0.18%			0.12%

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）

2. (注) 1. 経費率には、信用事業の指導部費負担額を含めております。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	平成6年度増減額	平成7年度増減額
受 取 利 息	51,604	200,478
うち 預 金	14,405	130,588
うち 有 価 証 券	14,677	8,277
うち 貸 出 金	22,521	61,611
支 払 利 息	25,465	138,332
うち 貯金・定期積金	25,465	138,332
うち 譲 渡 性 貯 金	—	—
うち 借 入 金	—	—
差 引	26,139	62,146

(注) 増減額は前年度対比です。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①貯金の科目別期末残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
当 座 貯 金	14,262	0.01%	7,951	0.00%	△6,311
普 通 貯 金	43,611,183	39.96%	45,027,384	41.23%	1,416,200
貯 蓄 貯 金	176,354	0.16%	172,943	0.15%	△3,410
通 知 貯 金	—	—	—	—	—
その他の流動性貯金	—	—	—	—	—
流 動 性 貯 金 計	43,801,800	40.13%	45,208,279	41.40%	1,406,479
定 期 貯 金	61,149,502	56.03%	59,985,648	54.93%	△1,163,853
定 期 積 金	3,975,484	3.64%	3,822,034	3.50%	△153,449
その他の定期性貯金	—	—	—	—	—
定 期 性 貯 金 計	65,124,986	59.67%	63,807,682	58.43%	△1,317,303
譲渡性貯金その他の貯金	196,889	0.18%	177,513	0.16%	△19,376
合 計	109,123,676	100.00%	109,193,476	100.00%	69,799

②貯金の科目別平均残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
当 座 貯 金	10,639	0.00%	8,277	0.00%	△2,362
普 通 貯 金	42,074,786	38.93%	43,869,776	40.32%	1,794,989
貯 蓄 貯 金	165,133	0.15%	177,917	0.16%	12,784
通 知 貯 金	—	—	—	—	—
その他の流動性貯金	—	—	—	—	—
流 動 性 貯 金 計	42,250,559	39.10%	44,055,971	40.49%	1,805,411
定 期 貯 金	61,739,120	57.13%	60,594,663	55.70%	△1,144,457
定 期 積 金	3,866,561	3.57%	3,936,259	3.61%	69,698
その他の定期性貯金	—	—	—	—	—
定 期 性 貯 金 計	65,605,682	60.71%	64,530,922	59.32%	△1,074,759
譲渡性貯金その他の貯金	199,295	0.18%	194,231	0.17%	△5,063
合 計	108,055,536	100.00%	108,781,124	100.00%	725,587

③定期貯金の金利条件別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固 定 金 利 定 期	61,148,354	99.99%	59,984,500	99.99%	△1,163,854
変 動 金 利 定 期	1,147	0.00%	1,148	0.00%	0
そ の 他 定 期 貯 金	—	—	—	—	—
合 計	61,149,502	100.00%	59,985,648	100.00%	△1,163,853

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

①貸出金の科目別期末残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
手 形 貸 付	—	—	—	—	—
証 書 貸 付	19,457,101	99.58%	20,596,011	99.59%	1,138,909
当 座 貸 越	81,507	0.41%	83,492	0.40%	1,985
合 計	19,538,608	100.00%	20,679,503	100.00%	1,140,894

②貸出金の科目別平均残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手 形 貸 付	28	0.00%	31	0.00%	2
証 書 貸 付	19,136,404	99.57%	19,954,699	99.59%	818,295
当 座 貸 越	82,307	0.42%	81,442	0.40%	△864
合 計	19,218,739	100.00%	20,036,172	100.00%	817,432

③貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固 定 金 利 貸 出	684,285	3.50%	911,576	4.40%	227,291
変 動 金 利 貸 出	18,854,323	96.49%	19,767,927	95.59%	913,603
合 計	19,538,608	100.00%	20,679,503	100.00%	1,140,894

(注) 金利条件については毎期、内容を確認のうえ適正に見直ししております。

④貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

種 類		令和6年度	令和7年度	増 減
物的担保	貯 金 等	1,467,690	1,285,569	△182,121
	有 価 証 券	—	—	—
	動 産	—	—	—
	不 動 産	5,377,039	4,779,863	△597,176
	そ の 他 担 保 物	—	—	—
計		6,844,730	6,065,432	△779,297
保証	農業信用基金協会保証	11,193,718	13,256,628	2,062,909
	そ の 他 保 証	1,500,159	1,357,442	△142,716
	計	12,693,878	14,614,070	1,920,192
信 用		—	—	—
合 計		19,538,608	20,679,503	1,140,894

⑤債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑥貸出金の用途別内訳残高

(単位：千円)

種 類		令和6年度		令和7年度		増 減
		残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金 運転資金 その他	設 備 資 金	17,253,265	88.30%	18,660,776	90.23%	1,407,510
	運 転 資 金	2,220,864	11.36%	1,926,416	9.31%	△294,447
	そ の 他	64,478	0.33%	92,309	0.44%	27,831
合 計		19,538,608	100.00%	20,679,503	100.00%	1,140,894

⑦貸出金の業種別残高

(単位：千円)

種 類		令和6年度		令和7年度		増 減
		残 高	構成比	残 高	構成比	
業 種	製 造 業	—	—	—	—	—
	農 業	60,447	0.30%	65,946	0.31%	5,499
	林 業	—	—	—	—	—
	漁 業	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—
	建 設 業	246	0.00%	—	—	△246
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
	情 報 通 信 業	—	—	—	—	—
	運 輸 業	—	—	—	—	—
	卸 売 ・ 小 売 業	—	—	—	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—
	不 動 産 業	7,696,316	39.39%	7,513,261	36.32%	△183,054
	各 種 サ ー ビ ス 業	6,634	0.03%	8,300	0.04%	1,665
	地 方 公 共 団 体	—	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)		11,774,964	60.26%	13,096,102	63.31%	1,321,137
合 計		19,538,608	100.00%	20,683,609	100.00%	1,145,001

(注) 1. 業種区分は総務省の日本標準産業分類に基づいております。

2. 業種(種類)については毎期、内容を確認のうえ適正に見直ししております。

⑧主要な農業関係の貸出金残高

●営農類型別

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	60,447	73,664	13,216
うち 穀 作	3,231	16,836	13,604
うち 野 菜 ・ 園 芸	5,202	6,302	1,099
うち 果 樹 ・ 樹 園 農 業	11,356	25,611	14,254
うち 工 芸 作 物	—	—	—
うち 養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	—	—	—
うち 養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
うち 養 蚕	—	—	—
うち そ の 他 農 業	40,656	24,913	△15,742
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	60,447	73,664	13,216

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関連する事業に必要な資金等が該当します。
 なお、前掲⑦の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれております。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が該当します。

●資金種類別

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	60,447	73,664	13,216
農 業 制 度 資 金	—	—	—
うち 農業近代化資金	—	—	—
うち その他制度資金	—	—	—
合 計	60,447	73,664	13,216

- (注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

⑨農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

●農協法及び金融再生法に基づく開示債権の状況

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	33,794	30,051
要管理債権	—	—
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	—	—
合 計	33,794	30,051
正 常 債 権	19,509,004	20,654,898

(注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っておりませんが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。

(注3) 要管理債権

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

(注4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金(注1、注2に掲げるものを除く。)をいいます。

(注5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1、注2及び注4に掲げるものを除く。)をいいます。

(注6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、上記に掲げる債権以外の債権をいいます。

●金融再生法開示債権の保全状況

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度	令和7年度
金融再生法開示債権合計 (A)	33,794	30,051
保 全 額 合 計 (B)	33,794	30,051
う ち 貸 倒 引 当 金	—	—
う ち 担 保 保 証 等	33,794	30,051
保 全 率 (B)/(A)	100.00%	100.00%

(注) 貸倒引当金は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いた金額を記載しております。

⑩元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当ありません。

⑪貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分		期首残高	期中増加額	期 中 減 少 額		期末残高
				目的使用	その他	
令和6年度	一般貸倒引当金	—	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	—	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—	—
令和7年度	一般貸倒引当金	—	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	—	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—	—

⑫貸出金償却等の額

該当する取引はありません。

(3) 為替業務等取扱実績

①内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度				令和7年度			
	仕 向		被 仕 向		仕 向		被 仕 向	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
送金・振込為替	13,687	12,912,054	81,066	23,535,549	14,482	13,159,352	82,763	22,737,678
代金取立為替	3	12,879	3	43,509	1	22,326	6	26,233
雑 為 替	165	62,732	5	709	140	30,450	12	923
合 計	13,855	12,987,666	81,074	23,579,768	14,705	13,212,130	83,929	22,764,835

②公共債の引受額・公共債窓販実績

(単位：千円)

種 類	窓 口 販 売 実 績		引 受 実 績	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国 債	—	—	—	—

③オフ・バランス取引の状況

該当する取引はありません。

(4) 有価証券に関する指標

①有価証券の種類別平均残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
国 債	4,249,236	4,911,572	662,336
地 方 債	1,799,175	1,612,846	△186,329
政 府 保 証 債	199,887	199,832	△55
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	—	—	—
株 式	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—
投 資 証 券	—	—	—
合 計	6,248,299	6,724,251	475,951

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしておりますが、令和6年度及び令和7年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

②商品有価証券の種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券の残存期間別残高

(単位：千円)

年度	種 類	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和 6 年度	国 債	—	—	—	—	477,970	3,211,660	—	3,689,630
	地 方 債	200,220	201,700	297,720	—	—	832,850	—	1,532,490
	政府保証債	—	—	—	—	—	158,940	—	158,940
	金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
	受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和 7 年度	国 債	—	—	99,210	—	923,540	2,858,240	—	3,880,990
	地 方 債	—	199,620	293,440	—	—	611,410	—	1,104,470
	政府保証債	—	—	—	—	—	138,800	—	138,800
	金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
	受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
	投 資 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしておりますが、令和6年度及び令和7年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

(5) 有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	債 券						
	国 債	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	債 券						
	国 債	595,835	569,210	△26,625	1,292,647	1,184,490	△108,157
	小 計	595,035	569,210	△26,625	1,292,647	1,184,490	△108,157
合 計		595,035	569,210	△26,625	1,292,647	1,184,490	△108,157

[その他有価証券]

(単位：千円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表 計 上 額	取得原価又 は償却原価	差 額	貸借対照表 計 上 額	取得原価又 は償却原価	差 額
貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原 価を超えるもの	債 券						
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	401,920	399,968	1,951	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	小 計	401,920	399,968	1,951	—	—	—
貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原 価を超えない もの	債 券						
	国 債	3,120,420	3,883,036	△762,616	2,696,500	3,883,950	△1,187,450
	地 方 債	1,130,570	1,399,982	△269,412	1,104,470	1,399,971	△295,501
	政府保証債	158,940	200,000	△41,060	138,800	200,000	△61,200
	小 計	4,409,930	5,483,019	△1,073,089	3,939,770	5,483,922	△1,544,152
合 計		4,811,850	5,882,988	△1,071,138	3,939,770	5,483,922	△1,544,152

(注) 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上しております。

②金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引

非上場有価証券のうち、時価相当額として価格等の算定が可能なものは、次のとおりです。

該当する取引はありません。

2. 共済事業取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
生命系	終 身 共 済	3,022	30,982,257	3,098	30,311,924
	定 期 生 命 共 済	191	3,336,100	209	3,588,300
	養 老 生 命 共 済	1,485	4,652,660	1,352	3,776,468
	う ち こ ど も 共 済	1,155	2,064,100	1,134	2,054,900
	医 療 共 済	1,442	1,773,950	1,448	1,618,150
	が ん 共 済	401	71,500	400	70,500
	定 期 医 療 共 済	137	377,500	131	342,500
	介 護 共 済	597	2,598,017	610	2,706,340
	認 知 症 共 済	26	—	27	—
	生 活 障 害 共 済	18	—	21	—
	特 定 重 度 疾 病 共 済	60	—	65	—
	年 金 共 済	3,075	15,000	3,046	15,000
建物系	建 物 更 生 共 済	6,618	161,486,090	6,579	163,281,600
合 計		17,072	205,293,074	16,986	205,710,783

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しております。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
医 療 共 済		1,442	5,448	1,448	5,128
			72,670		82,360
が ん 共 済		401	2,797	400	2,697
			—		2,100
定 期 医 療 共 済		137	671	131	641
合 計		1,980	8,916	1,979	8,466
			72,670		84,460

(注) 1. 医療共済及びがん共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、定期医療共済の金額は入院共済金額です。

2. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しております。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しております。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
介 護 共 済	597	3,127,296	610	3,339,268
認 知 症 共 済	26	66,000	27	69,500
生活障害共済（一時金型）	6	69,600	6	69,600
生活障害共済（定期年金型）	12	21,700	15	24,600
特 定 重 度 疾 病 共 済	60	170,800	65	175,800

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しております。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 金 開 始 前	2,040	1,787,376	1,970	1,695,333
年 金 開 始 後	1,035	767,096	1,076	795,159
合 計	3,075	2,554,473	3,046	2,490,493

(注) 金額は、年金年額を記載しております。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度			令和7年度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	576	9,851,270	7,875	577	9,860,770	7,850
自 動 車 共 済	1,673	—	80,411	1,659	—	85,486
傷 害 共 済	966	2,877,500	324	1,700	5,630,000	492
団 体 定 期 生 命 共 済	—	—	—	—	—	—
定 額 定 期 生 命 共 済	—	—	—	—	—	—
賠 償 責 任 共 済	80	—	173	90	—	201
自 賠 責 共 済	445	—	6,840	505	—	7,891
合 計	3,740	—	95,625	4,531	—	101,922

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は「—」。）を記載しております。

3. 購買事業取扱実績

(単位：千円)

種 類				令和6年度	令和7年度
				購買品取扱高	購買品取扱高
生産資材	飼	料		171	275
	肥	料		12,283	12,802
	農	薬		8,607	8,454
	保	温	資	201	300
	包	装	資	496	419
	農	業	機	10,677	15,039
	石	油	類	2,735	2,839
	自	動	車	—	—
	建	築	資	5,516	8,029
	そ	の	他	7,720	8,803
	計			48,410	56,965
生活物資	食 料 品	米		10,771	13,780
		生 鮮 食 品		4,035	3,877
		一 般 食 品		27,532	27,638
	衣 料 品 耐 久 消 費 財 日 用 雑 貨 L P ガ ス そ の 他			94	154
				34,688	22,870
				5,264	4,060
				—	—
				73,231	70,150
	計			155,617	142,531
合 計			204,027	199,496	

(注) 購買品取扱高は、取引高総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

4. 販売事業取扱実績

(単位：千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		販売品取扱高		販売品取扱高	
豆・雑穀 野菜 果実 花卉 畜産物 林産物 その他	米	22,473		29,856	
	麦	—		—	
	・	—		—	
	雑	—		—	
	穀	—		—	
	菜	—		—	
	実	—		—	
	木	—		—	
花卉	・	—		—	
	産	—		—	
畜産物	産	—		—	
	の	—		—	
合 計		22,473		29,856	

(注) 販売品取扱高は取引高総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

5. 指導事業

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 益	指 導 補 助 金	878	884
	実 費 収 入	44	43
	そ の 他 の 収 益	83	73
	計	1,025	1,001
費 用	営 農 改 善 費	10,905	10,610
	生 活 改 善 費	3,527	3,400
	教 育 情 報 費	4,918	5,692
	計	19,351	19,703
収 支 差 額		△18,325	△18,701

6. 利用事業

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 益	農 作 業 受 託 手 数 料	6,901	7,596
	精 米 手 数 料	6,533	7,454
	そ の 他 の 収 益	3	—
	計	13,438	15,051
費 用	稲 刈 り 関 係 費 用	396	1,196
	水 稻 育 苗 関 連 費 用	529	404
	そ の 他 の 費 用	959	1,883
	計	1,885	3,484
総 利 益		11,552	11,566

7. 宅地等供給事業

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 益	宅 地 等 供 給 手 数 料	6,105	6,653
	宅 地 等 供 給 雑 収 入	6,731	9,532
	計	12,836	16,186
費 用	宅 地 等 供 給 雑 費	327	465
	計	327	465
総 利 益		12,508	15,720

IV 経営諸指標

1. 利益率

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
総資産経常利益率	0.19%	0.14%	△0.05%
資本経常利益率	4.68%	3.89%	△0.79%
総資産当期純利益率	0.14%	0.11%	△0.03%
資本当期純利益率	3.55%	3.10%	△0.45%

- (注) 1. $\text{総資産経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$
2. $\text{資本経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100$
3. $\text{総資産当期純利益率} = \frac{\text{当期剰余金(税引後)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$
4. $\text{資本当期純利益率} = \frac{\text{当期剰余金(税引後)}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100$

2. 貯貸率・貯証率

区 分		令和6年度	令和7年度	増 減
貯 貸 率	期 末	17.91%	18.93%	1.02%
	期 中 平 均	19.61%	18.41%	△1.20%
貯 証 率	期 末	4.96%	4.79%	△0.17%
	期 中 平 均	5.78%	6.18%	0.40%

- (注) 1. $\text{貯 貸 率(期末)} = \frac{\text{貸出金残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$
2. $\text{貯貸率(期中平均)} = \frac{\text{貸出金平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$
3. $\text{貯 証 率(期末)} = \frac{\text{有価証券残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$
4. $\text{貯証率(期中平均)} = \frac{\text{有価証券平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$

3. 職員一人当たり指標

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度	増 減
信用事業	貯 金 残 高	1,454,982	1,418,097	△36,885
	貸 出 金 残 高	260,514	268,564	8,050
共済事業	長期共済保有高	2,737,240	2,671,568	△65,672
経済事業	購 買 品 取 扱 高	2,720	2,590	△130
	販 売 品 取 扱 高	299	387	88

(注) 各年度末の数値を令和6年度は75人、令和7年度は77人で除して算出しております。

4. 一店舗当たり指標

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度	増 減
貯 金 残 高		21,824,735	21,838,695	13,960
貸 出 金 残 高		3,907,721	4,135,900	228,179
長 期 共 済 保 有 高		41,058,614	41,142,156	83,542
購 買 品 取 扱 高		34,004	33,249	△755

(注) 各年度末の数値を貯金残高、貸出金残高、長期共済保有高については支店5店舗、購買品供給高については、営農経済センターを含めた6店舗で算出しております。

V 自己資本の充実の状況等

- ①農業協同組合法施行規則（平成13年農林水産省令第148号）第204条の規定に基づき、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成19年 金融庁・農林水産省告示第4号）として開示しております。
- ②「定性的な開示事項」において、前年度と同様の内容については記載を省略しております。

定性的な開示事項

1. 自己資本比率の状況等

◇自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年3月末における自己資本比率は、14.82％となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	大阪東部農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	643百万円（前年度648百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

2. 信用リスクに関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向け エクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのう

ち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当ありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

6. CVAリスクに関する事項

該当ありません。

7. マーケット・リスクに関する事項

該当ありません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクをいい、当該リスクの管理方針等については、P13～P14をご覧ください。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）及びFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC及びFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

9. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものをいい、当JAにおいては、系統及び系統外出資が該当します。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、系統及び系統外出資の評価等については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて引当金（外部出資等損失引当金）の計上や直接償却（外部出資等償却）を実施することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

10. 金利リスクに関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度
四半期末を基準日として、四半期で IRRBB を計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
該当ありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ ΔEVE ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.251年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 ΔEVE 及び ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
重要な変動はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ ΔEVE 及び ΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

該当ありません。

定量的な開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4,951,432	5,060,973
うち、出資金及び資本準備金の額	1,410,559	1,404,999
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	3,560,925	3,676,747
うち、外部流出予定額 (△)	△16,114	△15,948
うち、上記以外に該当するものの額	△3,938	△4,824
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	—	—
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	—	△4,824
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,951,432	5,060,973
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,984	1,984
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,984	1,984
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されたものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,984	1,984
自己資本		
自己資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	4,949,447	5,058,989

(単位：千円、%)

項 目		令和6年度	令和7年度
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		33,325,475	32,774,081
	うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	—	—
	うち経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—	—
勘定間の振替分		—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		1,269,391	1,340,734
フロア調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)		34,594,866	34,119,078
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ)/(二))×100		14.30%	14.82%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット		令和6年度			令和7年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金		327,327	—	—	230,549	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け		4,482,822	—	—	5,182,667	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		1,803,057	—	—	1,402,377	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け		200,098	—	—	200,098	—	—
地方三公社向け		—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		84,557,550	16,911,510	676,460	82,809,523	16,561,904	662,496
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）		—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		71,879	—	—	70,881	—	—
（うち特定貸付債権向け）		—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		3,359,363	1,560,614	62,424	2,821,616	1,214,207	48,568
（うちトランザクター向け）		2,420	1,089	43	7,400	3,330	133
不動産関連向け		4,897,283	—	—	4,591,020	—	—
（うち自己居住用不動産等向け）		1,236,165	267,720	10,708	1,178,040	274,973	10,998
（うち賃貸用不動産向け）		2,164,449	1,273,887	50,955	2,059,811	1,205,328	48,213
（うち事業用不動産関連向け）		1,496,669	1,143,934	45,757	1,353,168	1,040,564	41,622
（うちその他不動産関連向け）		—	—	—	—	—	—
（うち ADC 向け）		—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		—	—	—	—	—	—
取立未済手形		1,986	397	15	1,088	217	8
信用保証協会等による保証付		11,227,231	1,109,267	44,370	13,206,670	1,309,235	52,369
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	—
株式等		95,990	95,990	3,839	95,990	124,787	4,991
共済約款貸付		—	—	—	—	—	—
上記以外		4,955,963	10,962,143	438,485	5,015,839	11,043,795	441,751
（うち重要な出資のエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）		4,004,120	10,010,300	400,412	4,004,120	10,010,300	400,412
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）		951,843	951,843	38,073	1,011,719	1,033,495	41,339

(単位：千円)

信用リスク・アセット		令和6年度			令和7年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	証券化	—	—	—	—	—	—
	（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
	（短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
	（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—
	（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	（うちルックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
	（うちマンドレート方式）	—	—	—	—	—	—
	（うち蓋然性方式 250%）	—	—	—	—	—	—
	（うち蓋然性方式 400%）	—	—	—	—	—	—
	（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー計	—	—	—	—	—	—
	CVAリスク相当額 ÷ 8 % （簡便法）	—	—	—	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合 計（信用リスク・アセットの額）		115,980,551	33,325,475	1,333,019	115,635,724	32,778,343	1,311,133
マーケット・リスクに対する 所要自己資本の額 ＜簡便方式又は標準的方式＞		マーケット・リスク相当額の 合計額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	マーケット・リスク相当額の 合計額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %		
		—	—	—	—		
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %		
		1,269,391	50,775	1,340,734	53,629		
所 要 自 己 資 本 額 計		リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %		
		34,594,866	1,383,794	34,119,078	1,364,763		

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	1,269,391	1,340,734
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	50,775	53,629
B I	846,260	893,823
B I C	101,551	107,258

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

①信用リスクに関するエクスポージャー及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

項 目		令和6年度				令和7年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			延滞エクスポージャー
		うち貸出金	うち債券			うち貸出金	うち債券		
法人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	1,112,349	1,112,349	—	—	1,039,106	1,039,106	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	4,204,245	—	200,098	—	4,204,999	—	200,098	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	6,634	—	—	8,300	8,300	—	—
	日本国政府・地方公共団体	6,285,879	—	6,285,879	—	6,585,044	—	6,585,044	—
	上 記 以 外	84,200,044	3,695	—	—	82,456,655	2,173	—	—
個 人		18,433,078	18,433,078	—	—	19,648,009	19,648,009	—	—
そ の 他		1,744,954	—	—	—	1,693,608	—	—	—
業 種 別 残 高 計		115,980,551	19,555,757	6,485,977	—	115,635,724	20,697,589	6,785,143	—
1 年 以 下		84,373,503	79,187	200,564		82,419,117	59,845	—	
1 年 超 3 年 以 下		410,201	209,495	200,705		452,848	252,133	200,714	
3 年 超 5 年 以 下		964,183	663,671	300,512		1,069,078	668,468	400,610	
5 年 超 7 年 以 下		735,760	735,760	—		548,699	548,699	—	
7 年 超 10 年 以 下		2,196,507	1,698,740	497,767		3,184,586	2,187,861	996,724	
10 年 超		21,404,257	16,117,829	5,286,427		22,103,104	16,916,010	5,187,093	
期限の定めのないもの		5,896,136	50,992	—		5,858,289	64,570	—	
残存期間別残高計		115,980,551	19,555,757	6,485,977		115,635,724	20,697,589	6,785,143	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3 か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
5. 当ＪＡでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

項 目	令和6年度					令和7年度				
	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 別 貸 倒 引 当 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法 人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 当ＪＡでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③貸出金償却の額

該当ありません。

④信用リスク・アセット残高内訳表

令和6年度

(単位：千円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
現金	0	327,327	—	327,327	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	4,482,822	—	4,482,822	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	1,803,057	—	1,803,057	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	200,098	—	200,098	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	84,557,550	—	84,557,550	—	16,911,510	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	71,879	—	—	—	—	—
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	3,349,857	95,053	1,837,177	9,505	1,560,614	85
（うちトランザクター向け）	45	—	24,200	—	2,420	1,089	45
不動産関連向け	20～150	4,897,283	—	4,805,305	—	2,685,552	56
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	1,236,165	—	1,226,162	—	267,720	22
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	2,164,449	—	2,123,162	—	1,273,897	60
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	1,496,669	—	1,455,981	—	1,143,934	79
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け （自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	1,986	—	1,986	—	397	20
信用保証協会等による保証付	0～10	11,227,231	—	11,092,672	—	1,109,267	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	95,990	—	95,990	—	95,990	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—

(単位：千円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
上記以外	100～1250	4,955,963	—	4,955,963	—	10,962,143	221
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	4,004,120	—	4,004,120	—	10,010,300	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	951,843	—	951,843	—	951,843	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うち STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（短期 STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち STC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—	—
合 計（信用リスク・アセットの額）	—	—	—	—	—	33,325,475	—

令和7年度

(単位：千円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
現金	0	230,549	—	230,549	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	5,182,667	—	5,182,667	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	1,402,377	—	1,402,377	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	200,098	—	200,098	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	82,809,523	—	82,809,523	—	16,561,904	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	70,881	—	—	—	—	—
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	2,820,489	85,265	1,476,680	8,526	1,217,537	82
（うちトランザクター向け）	45	—	74,000	—	7,400	3,330	45
不動産関連向け	20～150	4,591,020	—	4,498,673	—	2,520,866	56
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	1,178,040	—	1,169,285	—	274,973	24
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	2,059,811	—	2,008,880	—	1,205,328	60
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	1,353,168	—	1,320,507	—	1,040,564	79
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うち ADC 向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け （自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	1,088	—	1,088	—	217	2
信用保証協会等による保証付	0～10	13,206,670	—	13,092,347	—	1,309,235	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	95,990	—	95,990	—	124,787	130
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—

(単位：千円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
上記以外	100～1250	5,015,839		5,015,839		11,043,795	220
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	4,004,120	—	4,004,120	—	10,010,300	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	14,517	—	14,517	—	36,293	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	997,201	—	997,201	—	997,201	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うち STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（短期 STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち STC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—	—
合 計（信用リスク・アセットの額）	—	—	—	—	—	32,778,343	—

⑤ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

令和6年度

(単位：千円)

項 目	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合 計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,482,822	—	—	—	—	—	4,482,822						
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—						
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合 計					
我が国の地方公共団体向け	1,803,057	—	—	—	—	—	—	1,803,057					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
我が国の政府関係機関向け	200,098	—	—	—	—	—	—	200,098					
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合 計					
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合 計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	84,557,522	—	—	—	—	—	—	28	84,557,550				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合 計				
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合 計			
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	100%	150%	250%	400%	その他			合 計					
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
株式等	—	—	95,990	—	—	—	—	95,990	—				
	100%	150%	400%	その他			合 計						
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,420	62,952	1,372,064	409,247	1,846,683								
（うちトランザクター向け）	2,420	—	—	—	2,420								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	50%	62.5%	70%	75%	その他	合 計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	677,022	—	—	—	112,997	—	—	—	—	—	9,935	428,208	1,226,162
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合 計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	2,123,162	—	—	—	—	—	2,123,162	
	70%	90%	110%	112.5%	150%	その他			合 計				
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	832,242	823,738	—	—	—	—	—	1	1,455,981				
	60%	その他				合 計							
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	—	—				—							
	100%	150%	その他			合 計							
不動産関連向け うちＡＤＣ向け	—	—	—			—							
	50%	100%	150%	その他			合 計						
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—			—						
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—			—						
	0%	10%	20%	100%	その他			合 計					
現金	327,327	—	—	—	—			327,327					
取立未済手形	—	—	1,986	—	—			—					
信用保証協会等による保証付	—	11,091,383	—	—	1,289			11,092,672					
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—			—					
共済約款貸付	—	—	—	—	—			—					

令和 7 年度

(単位：千円)

項 目	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合 計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,182,667	—	—	—	—	—	5,182,667						
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—						
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合 計					
我が国の地方公共団体向け	1,402,377	—	—	—	—	—	—	1,402,377					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
我が国の政府関係機関向け	200,098	—	—	—	—	—	—	200,098					
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合 計					
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合 計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	82,809,523	—	—	—	—	—	—	—	82,809,523				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合 計				
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合 計			
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	100%	150%	250%	400%	その他	合 計							
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—							
株式等	—	—	95,990	—	—	95,990							
	100%	150%	400%	その他	合 計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	7,400	58,951	1,080,054	338,799	1,485,207								
（うちトランザクター向け）	7,400	—	—	—	7,400								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	50%	62.5%	70%	75%	その他	合 計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	546,828	—	—	—	105,909	—	—	—	—	—	45,688	470,858	1,169,285
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合 計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	2,008,880	—	—	—	—	—	2,008,880	
	70%	90%	110%	112.5%	150%	その他	合 計						
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	739,462	581,044	—	—	—	—	1,320,507						
	60%	その他	合 計										
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	—	—	—										
	100%	150%	その他	合 計									
不動産関連向け うちＡＤＣ向け	—	—	—	—									
	50%	100%	150%	その他	合 計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—								
	0%	10%	20%	100%	その他	合 計							
現金	230,549	—	—	—	—	230,549							
取立未済手形	—	—	1,088	—	—	1,088							
信用保証協会等による保証付	—	13,091,920	—	—	426	13,092,347							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—							
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—							

⑥資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円）

リスク・ウェイト区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	105,658,600	—	—	103,999,890	105,815,427	—	—	104,346,377
40%～70%	3,032,507	24,200	10	2,957,824	2,825,530	74,000	10	2,755,743
75%	67,596	62,941	10	72,888	105,083	4,647	10	104,640
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	90,980	—	—	90,854	34,360	—	—	34,360
90%～100%	2,069,408	5,500	10	1,995,803	1,734,966	3,500	10	1,661,099
105%～130%	—	—	—	—	—	—	—	—
150%	—	—	—	—	—	—	—	—
250%	95,990	—	—	95,990	95,990	—	—	95,990
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	2,411	10	241	—	3,117	10	311
合 計	111,015,083	95,053	10	109,213,492	110,611,358	85,265	10	108,998,523

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	適格金融資産担保	保 証	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	200,098	—	200,098
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	4,203	313,870	2,006	302,010
自己居住用不動産等向け	—	1,103,094	—	1,017,503
賃貸用不動産向け	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—
合 計	4,203	1,617,063	2,006	1,519,612

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

7. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

①出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場	—	—	—	—
非 上 場	4,100,110	4,100,110	4,100,110	4,100,110
合 計	4,100,110	4,100,110	4,100,110	4,100,110

②出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当ありません。

③貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当ありません。

④貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当ありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありません。

9. 金利リスクに関する事項

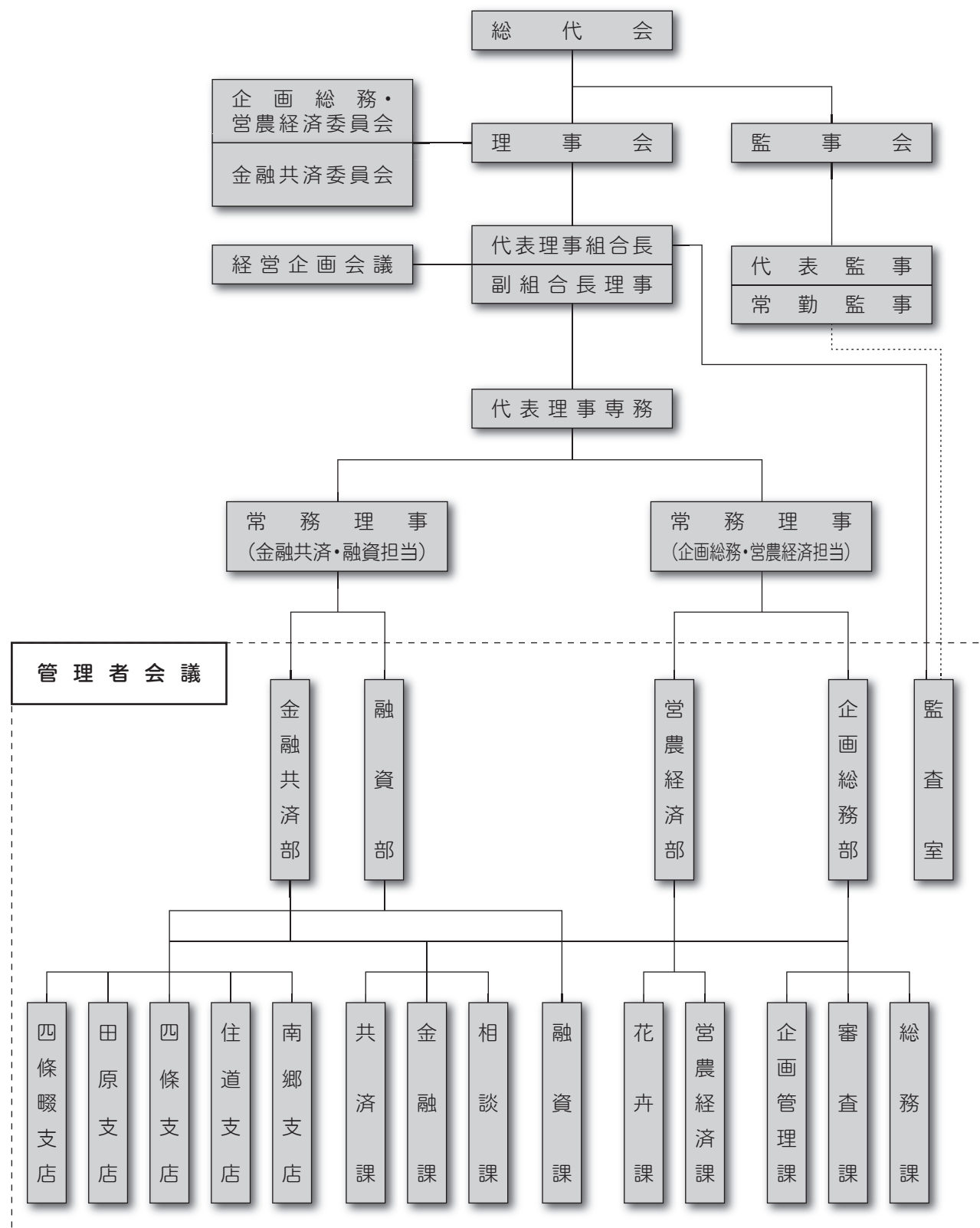
(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項 番		△EVE		△NII	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上方平行シフト	391	273	—	—
2	下方平行シフト	—	—	41	59
3	スティープ化	588	458		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	184	151		
7	最大値	588	458	41	59
		令和6年度		令和7年度	
8	自己資本の額	4,949		5,058	

JAの概要

1. 機構図

(令和8年7月1日現在)



2. 役員一覧

●理事

(令和8年7月1日現在)

役 職 名	氏 名	代表権	役 職 名	氏 名	代表権
代 表 理 事 組 合 長	戸野谷 益 之	有	理 事	大 西 寛 治	無
副 組 合 長 理 事	岡 本 昭 彦	無	理 事	吉 田 文 彦	無
代 表 理 事 専 務	藤 森 政 幸	有	理 事	辻 本 祐 司	無
常 務 理 事 (企画総務・営農経済担当)	植 村 洋 千	無	理 事	上 田 忠 央	無
常 務 理 事 (金融共済・融資担当)	飯 田 尚 弘	無	理 事	森 本 和 之	無
理 事	樋 上 弘 明	無	理 事	林 範 彦	無
理 事	頼 尊 明 美	無	理 事	林 紀 子	無
理 事	中 川 憲 親	無	理 事	吉 川 由紀子	無
理 事	橋 本 博 司	無	理 事	前 田 史 子	無
			計18名（うち女性4名）		

(順不同)

- (注) 1. 岡本昭彦氏、橋本博司氏、大西寛治氏、吉田文彦氏、辻本祐司氏、上田忠央氏、森本和之氏、林 範彦氏、林 紀子氏は、農協法施行規則第76条の 2第1項第1号“へ”の規定に該当する理事です。
2. 戸野谷益之氏、藤森政幸氏、植村洋千氏、飯田尚弘氏、中川憲親氏、樋上弘明氏は、農協法第30条第12項第2号の規定に該当する理事です。

●監事

(令和8年7月1日現在)

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代表監事・常勤監事	見 浪 雅 博	監 事	藤 本 芳 孝
監 事	田 中 義 彦	員 外 監 事	前 蘭 京 子
		計4名（うち女性1名）	

(順不同)

- (注) 監事のうち前蘭京子氏は、農業協同組合法第30条第14項に定める要件を満たす員外監事です。

3. 会計監査人の名称

(令和8年7月1日現在)

名 称	みのり監査法人
代 表 者	理事長 大森 一幸
主たる事務所	東京都港区芝 5-29-11

4. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分		令和6年度	令和7年度
正組合員	個 人	836	825
	法 人		
	農 事 組 合 法 人	—	—
	そ の 他 の 法 人	1	1
	計	837	826
准組合員	個 人	4,906	4,920
	農 業 協 同 組 合	—	—
	農 事 組 合 法 人	—	—
	そ の 他 の 団 体	50	49
	計	4,956	4,969
合 計		5,793	5,795

5. 組合員組織の状況

(単位：人)

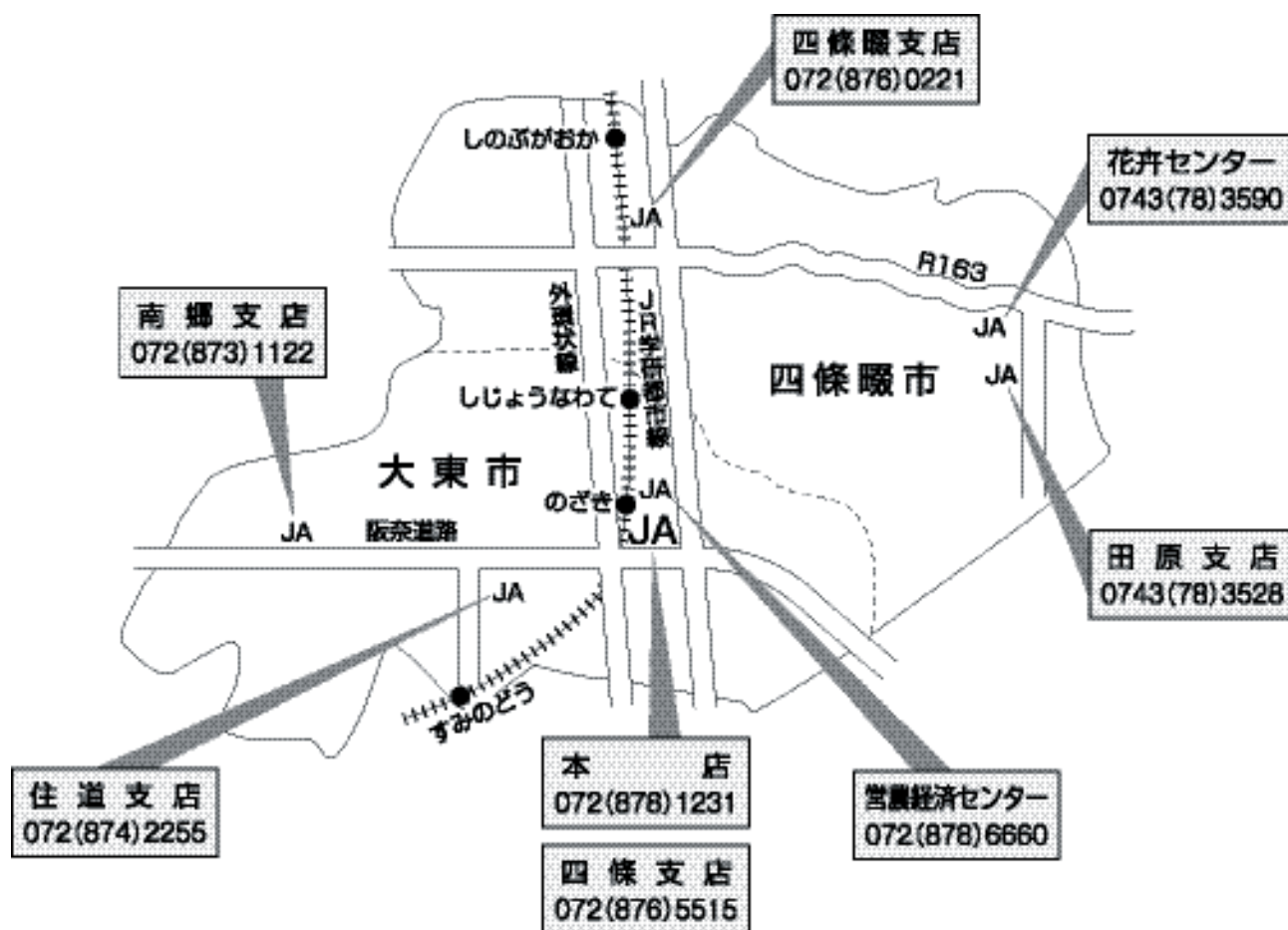
組 織 名	構 成 員 数
J A 大 阪 東 部 女 性 会	300
J A 大 阪 東 部 資 産 管 理 研 究 会	140
J A 大 阪 東 部 農 業 研 究 ク ラ ブ	130
J A 大 阪 東 部 年 金 友 の 会	438

- (注) 1. 当JAの組合員組織を記載しています。
 2. 組織名については7月1日現在を、構成員数については3月31日現在を基準として記載しております。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

7. 地区一覧



8. 沿革・あゆみ

年 度	J A 大 阪 東 部 の で き ご と
平成元年度	4月 大東市・四條畷市内5農協が合併し大阪東部農業協同組合が発足 4月 広報誌「ふぁーむはうす」創刊（現「きらり おおさかとうぶ」） 6月 新出資証券交付 7月 婦人部設立総会 8月 飯盛霊園供花販売開始 11月 貯金量400億円突破
平成2年度	4月 大阪東部農業協同組合シンボルマーク決定 11月 貯金量450億円突破 11月 資産管理研究会発足
平成3年度	9月 第1次総合3ヵ年計画策定委員会 11月 貯金量500億円突破
平成4年度	4月 愛称「JA大阪東部」を設定 9月 貯金量550億円突破 3月 JA大阪東部本店が完成、営業開始
平成5年度	5月 JA大阪東部旅行センター営業開始 6月 お米ランド「米夢」開設
平成6年度	11月 第2次総合3ヵ年計画策定委員会
平成7年度	7月 四條畷市栗尾地区農住組合創立総会
平成8年度	3月 ATM（現金自動預け払い機）からの為替振込利用開始
平成9年度	1月 第3次総合3ヵ年計画策定委員会
平成10年度	9月 合併10周年記念式典 10月 合併10周年記念チャリティゴルフコンペ
平成11年度	12月 女性会ふれあいの旅「韓国」 1月 2000年Y2Kトリガー
平成12年度	10月 府下JA3兆円必達役職員大会 3月 貯金量600億円突破
平成13年度	4月 営農経済センター倉庫オープン 5月 住道支店新築オープン 10月 花卉センター新築オープン 11月 南郷支店倉庫新築オープン 12月 四條畷支店倉庫新築オープン 1月 第4次総合3ヵ年計画策定委員会 3月 田原支店倉庫・みそ工房新築オープン
平成14年度	4月 育苗開始 12月 貯金量700億円突破
平成15年度	4月 四條支店本店内へ移転 9月 15周年記念JAフェア 10月 15周年記念グルメ日帰り旅行

年 度	J A 大 阪 東 部 の で き ご と
平成16年度	10月 第5次総合3ヵ年計画策定委員会 3月 JAバンク大阪ロールプレイング大会
平成17年度	5月 次期システム新購買端末開始 1月 JAバンク大阪ロールプレイング大会
平成18年度	5月 JAバンク大阪中之島倶楽部開設 10月 オリジナル米「米夢」販売開始 12月 JAバンク大阪府大会
平成19年度	5月 農業塾開催 10月 農作業受託事業取り組み開始 11月 第6次総合3ヵ年計画策定委員会 12月 貯金量800億円突破 12月 全店舗AED設置
平成20年度	4月 農作業受託事業開始 7月 合併20周年記念組合員大会
平成21年度	6月 生産履歴記帳説明会 1月 次期JASTEM移行
平成22年度	8月 食農アグリツアー 1月 第7次総合3ヵ年計画策定委員会
平成23年度	4月 介助犬デモンストレーション 7月 四條畷支店リニューアルオープン 9月 東日本大震災チャリティーゴルフコンペ 12月 貯金量900億円突破 3月 自転車交通安全教室
平成24年度	4月 事業推進大会 5月 TPP参加反対大阪決起集会 7月 食農アグリツアー 11月 第6回JA大阪東部親睦ゴルフコンペ
平成25年度	8月 合併25周年記念アンパンマン交通安全キャラバン 9月 合併25周年記念旅行（八重の桜） 11月 第8次総合3ヵ年計画策定委員会 12月 JAグループ大阪合同農業祭
平成26年度	6月 食農教育出張授業 9月 住宅ローン・住まいの相談会、年金セミナー 11月 美術工芸品展示即売会 2月 第8次総合3ヵ年計画中間検討会
平成27年度	6月 食農教育出張授業 9月 住宅ローン・住まいの相談会、年金セミナー 11月 振り込み詐欺等被害防止研修会 1月 貯金量1,000億円突破 2月 防犯訓練 3月 防災訓練

年 度	J A 大 阪 東 部 の で き ご と
平成28年度	5月 農業塾 6月 生産履歴記帳説明会 11月 第9次総合2ヵ年計画合同会議 2月 全国監査機構内部統制運用評価 3月 防災訓練
平成29年度	5月 エコ農産物生産説明会 7月 陶芸教室 9月 食農教育出張授業 10月 農業塾 12月 大東市総合防災訓練
平成30年度	6月 生産履歴記帳説明会 9月 合併30周年記念式典 11月 青色防犯パトロール隊出発式 3月 大東市災害協定調印式 3月 第10次中期経営計画策定委員会
令和元年度	5月 農作業安全講習会 11月 職場見学 3月 防犯訓練
令和2年度	11月 JA大阪東部 公式 LINE 開始 11月 ドライブレコーダーに記録された画像提供に関する協定式
令和3年度	11月 地域の安心見守り活動に関する協定締結式（大東市） 11月 四條畷市高齢者見守りネットワーク事業協力に関する協定締結式（四條畷市） 3月 第11次中期経営計画策定委員会
令和4年度	10月 四條畷警察との地域安全に関する協定書調印式 12月 南郷支店新店舗オープン
令和5年度	8月 米粉うどん完成 9月 四條畷警察との涉外用バイクのドライブレコーダー画像提供に関する協定締結・出陣式
令和6年度	4月 田原支店新店舗オープン 3月 第12次中期経営計画策定委員会
令和7年度	7月 四條畷警察とのAIカメラ設置協定 12月 四條畷市との災害時における支援・協力に関する協定 3月 大東市との災害時における支援・協力に関する協定

9. 店舗一覧

(令和8年7月1日現在)

施設の名称	所在地の住所	電話番号	事業内容						
			信 用	共 済	購 買	販 売	指 導	そ の 他	C D、 A T M
本店	大東市野崎4丁目4-47	072-878-1231	○	○			○	○	
営農経済センター	大東市野崎4丁目3-1	072-878-6660			○	○	○	○	
花卉センター	四條畷市大字下田原1084-2	0743-78-3590						○	
南郷支店	大東市南郷町3-34	072-873-1122	○	○	○	○	○	○	○
住道支店	大東市三住町10-29	072-874-2255	○	○	○	○	○	○	○
四條支店	大東市野崎4丁目4-47	072-876-5515	○	○	○	○	○	○	○
田原支店	四條畷市大字下田原1485	0743-78-3528	○	○	○	○	○	○	○
四條畷支店	四條畷市中野3丁目5-33	072-876-0221	○	○	○	○	○	○	○

【参考】開示項目一覧

【農業協同組合法施行規則第204条に基づく開示項目】

1. 組合の概況及び組織に関する事項	
業務の運営の組織	101
理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	102
会計監査人の氏名又は名称	103
事務所の名称及び所在地	108
当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者に 関する事項	104
2. 組合の主要な業務の内容	
主要な業務の内容	23
3. 組合の主要な業務に関する事項	
直近の事業年度における事業の概況	64
直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	61
経常収益、経常利益又は経常損失、当期剰余金又は 当期損失金、出資金及び出資口数、純資産額、総資 産額、貯金等残高、貸出金残高、有価証券残高、単 体自己資本比率、法第52条第2項の区分毎の剰余金の 配当の金額、職員数	
直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
主要な業務の状況を示す指標	
事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純 益、コア事業純益及びコア事業純益（投資信託解約 損益を除く。）	62
資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	63
資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、 利回り及び総資金利ざや	63
受取利息及び支払利息の増減	63
総資産経常利益率及び資本経常利益率	77
総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	77
貯金に関する指標	
流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の 貯金の平均残高	64
固定自由金利定期貯金、変動自由金利定期貯金及び その他の区分ごとの定期貯金の残高	65
貸出金等に関する指標	
手形貸付、証書貸付、当座貸越の 平均残高	65
固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	65
担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産 その他担保物、農業信用基金協会保証その他保証 及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務 保証見返額	66
使途別（設備資金及び運用資金の区分をいう。）の 貸出金残高	66
主要な農業関係の貸出実績	67
業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の 総額に対する割合	66
貯貸率の期末値及び期中平均値	77
有価証券に関する指標	
商品有価証券（商品国債、商品地方債、商品政府保 証債及び貸付商品債券の区分をいう。）の平均残高	70
有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、 外国債券及び外国株式その他の証券並びに貸付有価 証券の区分をいう。）の残存期間別の残高	71
有価証券の種類別の平均残高	70
貯証率の期末値及び期中平均値	77
4. 組合の業務運営に関する事項	
リスク管理の体制	12
法令遵守の体制	14
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための 取り組みの状況	10
金融ADR制度への対応	21

5. 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は 損失金処理計算書	38
債権のうち下に掲げるものの額及び①～④までの合計額	68
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権、 ②危険債権、③三月以上延滞債権、 ④貸出条件緩和債権、⑤正常債権	
元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再 信託された信託を含む。）に係る債権のうち下に掲げる ものの額及び①～④までの合計額	69
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権、 ②危険債権、③三月以上延滞債権、 ④貸出条件緩和債権、⑤正常債権	
自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び 金融庁長官が別に定める事項	79
下の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	72
有価証券、金銭の信託、デリバティブ取引、金融等 デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	69
貸出金償却の額	69
法第37条の2第3項の規定に基づき 会計監査人の監査を受けている旨	60

【その他の開示項目（任意開示項目）】

あいさつ	1
経営理念	2
経営方針	2
内部統制システム基本方針	3
経営管理体制	5
農業振興活動	9
地域貢献情報等	10
組合員から監事への情報提供窓口	15
利用者保護等への取り組み	15
利益相反管理への取り組み	16
マネー・ローナリング等及び反社会的勢力等への 対応に関する基本方針	17
個人情報保護方針	18
金融商品の勧誘方針	20
金融円滑化への取り組み	20
手数料一覧	26
J Aバンク・セーフティーネット	33
J A大阪東部自己改革工程表	34
キャッシュ・フロー計算書	42
部門別損益計算書	58
財務諸表の正確性等にかかる確認	60
貯金の科目別期末残高	64
貸出金の科目別期末残高	65
金融再生法開示債権の状況	68
為替業務等取扱実績	69
共済事業取扱実績	73
購買事業取扱実績	75
販売事業取扱実績	75
指導事業	76
その他の事業	76
職員一人当たり指標	78
一店舗当たり指標	78
組合員数	103
組合員組織の状況	103
特定信用事業代理業者の状況	104
地区一覧	104
沿革・あゆみ	105
店舗一覧	108

[illegible]



JA綱領

わたしたちJAのめざすもの

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

- 1、地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1、環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1、JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1、自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
- 1、協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。



大阪東部農業協同組合

〒574-0015 大東市野崎4丁目4番47号
TEL.072-878-1231
FAX.072-878-9973
<https://www.ja-osakatobu.or.jp>